

起草委員会検討の素材

1. 世田谷区基本構想（H6.9 議決）、世田谷区基本計画（H17～H26）の総括

《目 次》

1. 趣旨	p. 1
2. 基本構想について	p. 2
(1) 基本理念	p. 2
(2) 将来像	p. 3
(3) 実現の方策	p. 4
3. 基本計画について	p. 5
(1) 「将来目標」 および 「主要テーマの展開」	p. 5
(2) 「リーディングプロジェクト」	p. 19
(3) 「計画の推進にむけて」	p. 19
4. 全体総括	p. 24
(1) 基本構想	p. 24
(2) 基本計画	p. 25

1. 趣旨

新たな基本構想、基本計画の策定にあたって、現行基本構想及び基本計画の総括を行い、基本構想及び基本計画の位置づけ、構成、対応すべき政策課題について整理する参考資料とする。

2. 基本構想について

現基本構想の「基本理念」、「将来像」および「実現の方策」について、基本構想策定後に展開した政策の実績等を踏まえ、成果及び課題を以下のとおり整理する。

(1) 基本理念

①人間尊重のまちづくり

誰もが人間として尊重される社会の実現に向け、これまでも区民と行政とが協力して、障害のある人々に対する理解の推進や、様々な差別の撤廃などに取り組んできた。しかし一方では、世代間の関係の希薄化や、ネット社会での匿名の人格攻撃のような不寛容で感情的な対立なども少なくない。

また、都市的生活様式が高度に進み、町会・自治会の加入率低下や役員の高齢化に歯止めがかからないなど、住民同士の生活互助機能が衰退する中で、孤立する高齢者や、自殺者の増加が顕著になってきている。

②環境と共生する社会の実現

国分寺崖線の緑や農地など恵まれた、みどり豊かな良好な住環境は、世田谷区のブランドイメージを支える重要な要素である。区民と行政が協力して残された貴重な自然環境を守ることが、望ましい生活環境を維持することにつながる。

このような基本認識のもとで、地域の資源循環に配慮したまちづくりを進めてきた結果、区民の環境意識は高まり、資源リサイクル率を高め、一人当たりのごみ排出量を抑制することができた。また、区制100周年を迎える平成44年度までに、区内のみどり率を33%に回復する「世田谷みどり33」を掲げ、公園緑地整備や民有地のみどりの保全に努めてきた結果、世田谷区のみどり率の減少に一定の歯止めをかけることができた。

しかし、相続等による土地の細分化、農地・緑地の減少などは依然として続いており、また、近年の地球環境問題への関心の高まりや、地球温暖化対策の取組みなど、環境と共生する社会づくりに向けた新たな課題への対応が必要となってきている。

③区民自治の確立

住民が自らの意思で、参加によって自治体運営を行う区民自治の確立をめざし、地域行政制度、地域支えあい活動、街づくり協議会の活動や、NPO等との協働などの政策を展開し、区民参加のまちづくりの基盤を形成することができた。

しかし、区民参加の取組みへの参加者は、高齢者層を中心とした特に参加意欲の高い人が相対的に多い。子育て世代や勤労者層を中心とした働き盛りの区民の多くは、区政や地域への参加の経験が少なく、区民参加の裾野はあまり広がっていない。

(2) 将来像

将来像には、基本理念に沿ってどのような都市をめざすのか、区民と共有するためのイメージが描かれている。したがって、抽象度が高く、具体的な目標設定はない。

《将来像》

広範な区民の参加のもとに、生活者の視点にたった平和で豊かな生活文化都市の実現を図る。

将来像	この間の主な成果
①生命と健康を守り長寿を喜びあえるまち	・ 5地域に保健福祉センター開設 (H9) ・ あんしんすこやかセンター整備 (H17) ・ 地域支えあい活動の展開
②いきがいと文化を育むまち	・ BOP (H7)、新BOP (H11) 事業開始 ・ 世田谷文学館開館 (H7) ・ 世田谷文化生活情報センター開設 (H9) ・ 「日本語」教育特区認定 (H16)
③いきいきとした暮らしのあるまち	・ 市民活動支援事業開始 (H13) ・ 世田谷ものづくり学校開校 (H16) ・ 地域の絆再生支援事業実施 (H20)
④快適な環境のなかで住み続けられるまち	・ リサイクル条例制定 (H7) ・ エコプラザ用賀開設 (H18) ・ みどり33の取組み開始 (H19)
⑤安全で住みやすいまち	・ 24時間安全安心パトロール (H18) ・ 地先道路の整備、建物の耐震化

①～④の将来像には、区民の主体的な参加が基本にあり、行政はそれを支援、または区民と協力して推進していくことが謳われている。⑤については、計画的なインフラ整備を進めることが述べられている。

この将来像の実現を目指し、区民の主体的な参加によって、区民の意思を反映して自治体として執行していくという住民自治の原則に則ったまちづくりを進めた。しかし、この間に、区民参加の次の段階として、区民と対等な立場で共にまちづくりを進めていくという、協働のまちづくりという概念が生まれ、まちづくりを進める上で重要となってきた。新たな基本構想においては、将来像の実現に向けて、協働の重要性を改めて示すことが必要である。

区民意識調査、区政モニターアンケートでは、これらの将来像について、「このままでよい」とする意見が6割、部分的な手直しは必要とする意見が2割強で、概ね区民が共感できる内容だと評価されている。

ただし、「一般的、普遍的な当たり前すぎる内容」「実現の手段などの具体性に乏しい」といった意見や、「3. 11後の社会、生活の変化も取り込んだ修正は必要だ」という意見もあり、基本構想から基本計画（実現の手段）へつながる具体性を盛り込む、基本構想策定時の時代認識を明確に示す、などの検討が必要である。

(3) 実現の方策

実現の方策には、基本構想の実現に向けた、基本的な行政運営の方針として、区民と行政の協力関係、行政運営の体制、自治発展のための取組みを掲げている。

《実現の方策》

項目	この間の主な成果
執行体制（地域行政制度、職員育成、健全財政）	・出張所改革（まちづくり出張所）（H18） ・せたがや自治政策研究所の開設（H19） ・全事業点検（H15）、政策検証委員会（H22）
区民参加（参加の拡大、地域情報発信、地域貢献活動支援）	・審議会・委員会への区民委員登用 ・シニア地域情報誌 GAYAGAYA ≥50s の発行（H19） ・地域の絆再生支援事業実施（H20）
自治権拡充（区民自治の確立、財政自主権確立、財源拡充）	・特別区制度改革、清掃事業移管（H12） ・財調交付金の配分見直し（H19）
広域協力と自治体間交流（国・都との対等な協力、近隣・国内外の自治体との協力・交流）	・川場村、品川区、目黒区、大田区、渋谷区と災害時相互援助協定締結（H7） ・区民まつり等での自治体交流の実施

自治体として何に取り組むべきかを明確にできているが、この間に新たな概念として基本計画等では謳われた、区民、事業者等との協働については、方策に位置づけられていない。今後は、行政、区民等、各主体の役割を明らかにし、協働によるまちづくりを方策に加えていく必要がある。

3. 基本計画について

現基本計画に基づく実施計画の担当所管に対し、各施策の現状と課題、国・都の動き、今後の方向性、指標となる統計について調査を行い、それを元に政策経営部で評価を行った。

(1) 「将来目標」および「主要テーマの展開」

現行の基本計画は、基本構想の策定から10年を経た平成16年度の社会状況を踏まえ、当時の熊本区長の公約と、前基本計画の総括的資料である「せたがや21－未来への展望－」を元に、新たに5つの「将来目標」を定めて策定したものである。

「将来目標」の実現に向けた柱となる取組みとして以下の13の「主要テーマ」を掲げ、目標達成に向けて「実施計画」を策定して施策を推進してきた。

《「将来目標」と「主要テーマ」》

1 安全で安心なまち

- ①地域社会の安全の確保
- ②安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備
- ③区民生活の安心の実現

2 魅力的で活力あふれるまち

- ④にぎわいのあるまちづくり
- ⑤世田谷だからできる魅力ある産業の振興

3 健康でやすらぎのあるまち

- ⑥水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり
- ⑦快適な環境で持続可能な地域社会の実現
- ⑧健康づくり・疾病予防の推進

4 世田谷の文化を育み、未来が輝くまち

- ⑨次代を担う人づくり
- ⑩安心して子どもを育てられる環境づくり
- ⑪世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり

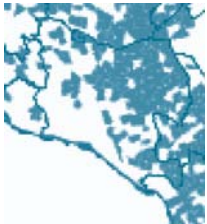

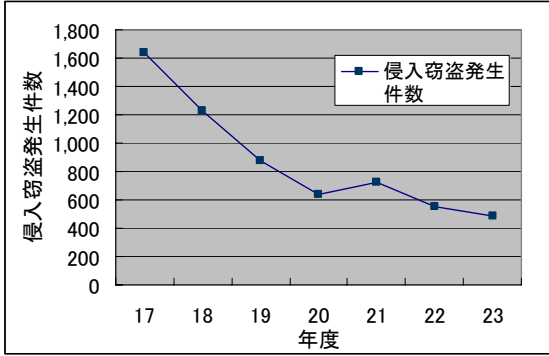
5 区民が創るまち

- ⑫協働のまちづくり
- ⑬男女共同参画推進のまちづくり

次頁より、各主要テーマの実績及び評価を示す。

将来目標	安全で安心なまち
主要テーマ	①地域社会の安全の確保

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅員が狭く木造住宅が密集した地域が多い。 ・現行建築物耐震基準（S56）以前の、十分な耐震性を備えていない建築物が残る。 ・危機管理意識の区民への浸透が十分でなく防災区民組織の充実と、区全体の防災体制強化が必要である。 ・侵入窃盗件数が都内最多（平成14年）。 	主要政策（実施計画事業）	①防災街づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・不燃化助成事業の実施 ・延焼遮断帯形成
解決の 方向性	(1)木造住宅密集地域を改善し、幅員の狭い道路を解消する。 (2)まちの安全性を高める。 (3)防災意識の啓発、自主防災力を強化する。 (4)各関係機関と連携を図り、身近な犯罪・事故を防止するとともに区民の自主的な防犯活動を支援する。		②地先道路の整備 ③住宅、建築物の耐震性の確保 ④地域防災力の強化 ⑤都市型水害対策の推進 ⑥安全安心まちづくりの推進 ⑦子どもの安全を守る取組み

実績、実績数値																	
地先道路の整備 H17～H23の総整備延長 5,269m	世田谷区内刑法犯認知総件数 H17 14,674件 → H23 9,341件																
住宅耐震化率 H17 75.9% → H22 81.9%	振り込め詐欺被害額 H17 3億1,778万円 → H23 1億5,607万円																
木造住宅密集地域（不燃領域率60%未満）の総面積 H17 2,539ha → H23 2,307ha	世田谷区内侵入窃盗発生件数																
木造住宅密集地域の変化 H13  → H18 	 <table border="1"> <caption>世田谷区内侵入窃盗発生件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>侵入窃盗発生件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>18</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>19</td><td>900</td></tr> <tr><td>20</td><td>650</td></tr> <tr><td>21</td><td>750</td></tr> <tr><td>22</td><td>550</td></tr> <tr><td>23</td><td>500</td></tr> </tbody> </table>	年度	侵入窃盗発生件数	17	1,650	18	1,250	19	900	20	650	21	750	22	550	23	500
年度	侵入窃盗発生件数																
17	1,650																
18	1,250																
19	900																
20	650																
21	750																
22	550																
23	500																

評価	<p>災害に強い街づくりについては、地先道路の整備や住宅、公共施設の耐震化の目標はほぼ達成し、防災街づくりの取り組みは着実に進んでいるといえる。しかし、依然として区内には多くの木造住宅密集地域が残っており、4m未満の道路も288.5kmで道路総延長の4分の1を占めている状況である。近く予想される首都直下型地震への対応として、今後はこれまでの取り組みに加え、建築物の不燃化と延焼遮断帯の形成、避難路・緊急輸送路の整備を推し進め、総合的な防災街づくりへ取り組むことが急務である。</p> <p>また、耐震化については、防災上重要な公共建築物の耐震化率100%を達成することができたが、住宅、民間の特定建築物の耐震化は途上であり、目標の達成にはさらなる努力が必要である。</p> <p>刑法犯認知総件数や、都内最多であった侵入窃盗発生件数は着実に減少し、安全なまちづくりの成果を上げることができた。また、区民防犯活動の支援団体数は着実に増加しており、地域の防犯能力を向上させることができた。新規に結成された団体もあり、地域の防犯能力は向上している。</p>
-----------	--

将来目標	安全で安心なまち
主要テーマ	②安全に移動できる都市基盤と区民生活を支える公共交通の整備

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅、公共施設等で高齢者や障害者が移動しづらい場所が数多く存在している。 ・NPO や事業者等による移動サービスが行われているが、量的に充足していない。 ・歩道未設置、または、電柱・放置自転車等、安全な通行が妨げられている道路がある。 ・補助幹線道路や主要生活道路の整備率が約30%で、住宅地への通過車両進入などが多い。 ・南北の公共交通の整備が遅れている。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①ユニバーサルデザインによる公共的施設の整備 ②公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備の推進 ③安全な歩道づくり ④高齢者、障害者などの移動困難者への支援 ⑤道路ネットワークの形成 ⑥開かずの踏切解消 ⑦地域をつなぐ自転車利用環境の整備変更 ⑧新たな公共交通サービスの創造 ⑨土地区画整理事業の推進
解決の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> (1)総合的にユニバーサルデザインによる整備を進める (2)高齢者や障害者などが利用しやすい移動環境を構築する (3)安全で移動しやすい歩行空間を整備する (4)便利で利用しやすい道路・交通ネットワークを整備する 		

実績、実績数値	
ユニバーサルデザインにより整備された駅数 (エレベーター等の設置) H17 28 駅 → H23 40 駅	混雑時旅行速度の比較 (単位 km/h) H11 H22 全国平均 : 35.0 → 35.1
区立施設のユニバーサルデザイン整備数 H19~23 の整備実績 161 施設	東京都全域 : 20.2 → 18.7 環七通り : (代田2) 17.2 → (若林5) 16.6
安全に歩ける道路整備延長 H17~H23 の歩道整備実績 9,132m	福祉移動サービスの事業者数 H17 3 事業者 → H23 70 事業者
主要な生活道路の整備状況 H17~H23 の地区幹線道路及び主要生活道路の整備実績(都施行等含む) 約 4,000m	放置自転車の台数 H17 7,156 台 → H23 1,041 台

評価	<p>駅のバリアフリー化については、区内 41 駅のうち 40 駅でエレベーター等の整備が完了し、高齢者・障害者等が円滑に移動できる環境を実現できた。また、区立施設はユニバーサルデザインによる改修以外の工事と整合を図り、計画的に整備目標数を達成した。安全な歩道整備については、優先整備の箇所付けを行い、道路整備延長について、目標を達成することができた。なお、歩道等の安全な通行を妨げる放置自転車についても、目標以上に台数を減少させることができた。</p> <p>福祉移動サービス事業については、介護タクシーなど新規事業者の参入を順調に伸ばすとともに、平成 18 年には移動困難者への配車を行なう福祉移動支援センターを開設し、移動困難者の利便向上に寄与することができた。</p> <p>道路整備については、主要な生活道路約 4,000m (都施行や区画整理により整備された道路を含む) を整備した。しかし、整備率は未だ 35.8%と低く、安全な歩行者・自転車空間の確保、南北交通の不足、新規バス路線の導入、災害時における延焼遮断帯の形成、避難・緊急輸送路の確保等、数多くの課題が残っているため、引き続き地区幹線道路を中心に整備を推進する必要がある。</p> <p>また、低炭素・省エネルギー社会の実現の観点から、交通ネットワークを構成する要素として、自転車の役割がますます重要となっており、今後も自転車利用環境を支える取り組みを継続して実施する必要がある。</p>
----	---

将来目標	安全で安心なまち
主要テーマ	③区民生活の安心の実現

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な商品・サービスが利用できるようになる一方、消費者被害が拡大している。 ・保健福祉サービスの民間事業者による提供が増加する中、利用者がサービスを適切に利用できるような、事業者情報、質の確保、育成が必要となっている。 ・介護が必要な高齢者やその家族が、介護サービスを受けながら在宅生活を継続することに不安を感じ、施設の入所を希望しており、在宅での生活を支える環境整備が必要である。 ・障害者の地域での自立した生活支援のための相談、居住、就労支援と、地域住民の障害理解が必要となっている。 	主要政策（実施計画事業） <ul style="list-style-type: none"> ①消費者の自立支援 ②保健福祉サービスの質の向上 ③成年後見制度の推進 ④高齢者の安心生活づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワーク活動の充実 ・高齢者安心コール事業の充実 ⑤地域に密着した在宅サービスの展開 ⑥障害者の地域生活の支援 ⑦住まいの確保と居住継続の支援 ⑧区民生活を支え、高める生活支援拠点づくり
	解決の方向性 <ul style="list-style-type: none"> (1)消費者が自ら正しい選択ができるよう支援する (2)利用者本位の保健福祉サービスを提供する (3)地域で住み続けられる生活環境を整備する (4)障害者が地域で自立して生活できるよう支援する 	

実績、実績数値	
消費生活センター相談数 H17 7,530件 → H23 5,506件	福祉サービスの第三者評価の実施率 H17 試行 → H23 100%
地域のネットワーク構築の実績 あんしんすこやかセンターを中心として、町会・自治会、民生委員、社会福祉協議会、高齢者クラブ、商店街、医療機関等によるネットワークを構築（H23 4,037件の地域ネットワーク活動実施）	高齢者地域密着型のサービスの実施 ○ショートステイ事業の誘導 H17 165床 → H23 234床
	障害者グループホームの整備実績 H17 15箇所 → H23 26箇所

評価	<p>消費者への啓発の推進により、消費者被害の減少を図ることができたが、一方で消費生活相談の内容が複雑、困難化する傾向にある。消費者の情報力、交渉力を向上し、対等な立場で交渉することができるように、引き続き支援を行うことが重要である。</p> <p>株式会社、NPO法人等の福祉サービス事業への参入が進む中、高齢者、障害者、児童の各サービスにおいて第三者評価を計画的に実施し、福祉サービスの質の向上を図ることができた。今後も、行政の役割として、第三者評価、苦情や事故情報の活用、指導・助言など、質の向上のコーディネーター役を担っていく必要がある。</p> <p>高齢者が、地域で安心して暮らしていける取組みとして、あんしんすこやかセンターを中心とした地域のネットワークによる見守りの取組みや、高齢者安心コール事業を推進した。また、地域密着型サービスについては、一定の整備・誘導を実施することができた。しかし、ひとり暮らしや認知症高齢者が増え続ける中、更なるサービス基盤の整備が必要である。</p> <p>障害者については、地域生活支援、就労支援の成果を上げることができたほか、障害者グループホームについても計画通り整備することができた。しかし、障害の重い方を対象としたグループホーム等の整備、居住継続の支援や地域の障害理解は、まだ十分とはいえない。</p> <p>高齢者、障害者をはじめとした誰もが、地域で安心して自立した生活を継続していくためには、施設の整備や在宅サービスの拡充だけでなく、福祉、介護、医療、子育て支援や、防災活動を軸にした地域コミュニティの活性化が重要であり、地域の資源たる活動団体等有機的に連携し、高齢者や障害者の地域生活を支えるしくみを構築していくことが必要である。</p> <p>今後、地域や地区単位での取り組みをすすめるとともに、全区的な取り組みとして、保健医療福祉の拠点機能の整備が必要である。</p>
-----------	--

将来目標	魅力的で活力あふれるまち
主要テーマ	④にぎわいのあるまちづくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川や下北沢に代表される魅力的な拠点を、商業地として発展させる必要がある。 ・高齢化が進む中で、地域ニーズにきめ細かく対応できる商店街の重要性が高まっている。 ・国分寺崖線や、旧道、史跡等の地域風景資産、みどりが豊富な住宅街、数多く居住する文化人、などの地域資源を活用したまちづくりが求められている。 	主要政策 (実施計画事業)	①街のにぎわいの核づくり <ul style="list-style-type: none"> ・二子玉川東地区再開発事業 ・駅前交通広場、道路等整備
	解決の 方向性		(1)にぎわいの核となる拠点を整備する。 (2)地域資源を活用し、世田谷のブランドアップを図る。

実績、実績数値																									
二子玉川東地区再開発事業 I 期 施設建築物と公共施設整備施工 床面積 282,000 m ² II 期 H23 年度より工事着手	商店街数、会員数 <table border="1"> <caption>商店街数、会員数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>商店街数</th> <th>会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>147</td><td>10,100</td></tr> <tr><td>18</td><td>143</td><td>9,800</td></tr> <tr><td>19</td><td>142</td><td>9,600</td></tr> <tr><td>20</td><td>140</td><td>9,400</td></tr> <tr><td>21</td><td>139</td><td>9,200</td></tr> <tr><td>22</td><td>140</td><td>9,100</td></tr> <tr><td>23</td><td>140</td><td>9,000</td></tr> </tbody> </table>	年度	商店街数	会員数	17	147	10,100	18	143	9,800	19	142	9,600	20	140	9,400	21	139	9,200	22	140	9,100	23	140	9,000
年度	商店街数	会員数																							
17	147	10,100																							
18	143	9,800																							
19	142	9,600																							
20	140	9,400																							
21	139	9,200																							
22	140	9,100																							
23	140	9,000																							
駅前交通広場の整備 ○経堂駅前 駅前交通広場整備 (H21 年度完了) ○成城学園駅前 交通広場整備(事業中) ※暫定整備H23 年度完了 ○下北沢駅前 (事業中)																									
商店街振興プランづくり 4 商店街	世田谷区観光アクションプラン策定 H22 方針編 H23 計画編																								

評価	<p>二子玉川東地区については、平成 23 年 3 月に I 期事業の工事が完了し、安全で快適な都市空間、新たなにぎわいの場が創出された。また、II 期事業については、平成 24 年 1 月に施設建築物の工事に着手し、平成 27 年度の完成に向け、着実に事業が進捗している。また、経堂駅前交通広場整備及び成城学園前駅の暫定交通広場整備が完了し拠点整備の推進が実現できた。</p> <p>地域街づくりと連携した商店街の活性化については、4 か所の商店街で商店街振興プランを策定し、まちのステーション事業や地元大学との連携事業、安全・安心のまちづくり事業等、ソフト面を中心とした商店街振興を進めることができた。しかしながら、商店街数、商店街会員数は減少傾向にあり、住民の日常生活を支える機能の低下が懸念される状況となっている。</p> <p>世田谷ブランドアップについては、観光ブログの開設、せたがや街の観光特派員による情報発信、「せたがや見どころマップ」の発行、観光情報コーナーの設置 (6 か所) などにより、世田谷の魅力発信を強化した。また、「世田谷区観光アクションプラン」を策定し、世田谷の目指す観光や、具体的な取り組みをまとめ、「まちなか観光」を推進する態勢を整えることができた。</p>
----	---

将来目標	魅力的で活力あふれるまち
主要テーマ	⑤世田谷だからできる魅力ある産業の振興

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地の競争激化、大規模店舗の進出により開業事業所数が廃業事業所数を下回る。 ・若者のフリーター志向、就業後の早期離職の増加など、勤労観・職業観が変化している。 ・区内の大学などの研究機関と企業の間や、企業間連携を強化する必要がある。 ・農地や農業従事者が減少しているが、区の魅力の維持のために農業振興が必要である。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①都市型産業の育成 ②中小企業の人材活用の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就労希望者の中小企業へのマッチング ・企業内合同託児施設設置支援 ③都市型農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・体験農園の推進 ・農業サポーターの登録 ・認定・認証農業者制度 ④区民共生型農業の支援
	解決の方向性		<ul style="list-style-type: none"> (1)中小企業の総合的な支援を行う (2)若年層に対する就業支援を行う (3)世田谷ならではの新たな取組みを支援する。(創業支援、産学連携、コミュニティビジネスの推進) (4)地域に根ざした都市型農業の推進

実績、実績数値																																	
<p>区内事業所数および従業員数の推移 (参考数値)</p> <p>平成 18 年度事業所統計調査 (総務省)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所数</td> <td>26,109 事業所</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>242,342 人</td> </tr> </table> <p>平成 21 年度経済センサス (総務省)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所数</td> <td>24,766 事業所</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>263,678 人</td> </tr> </table> <p>農業サポーターの登録数 H17 0人 → H23 84人</p>	事業所数	26,109 事業所	従業員数	242,342 人	事業所数	24,766 事業所	従業員数	263,678 人	<p>農家戸数と経営耕地面積の推移</p> <table border="1"> <caption>農家戸数と経営耕地面積の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区内農家戸数</th> <th>区内経営農地面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>145</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>135</td> <td>435</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>125</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>115</td> <td>415</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>105</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>95</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>85</td> <td>385</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区内農家戸数	区内経営農地面積 (ha)	17	145	445	18	135	435	19	125	425	20	115	415	21	105	405	22	95	395	23	85	385
事業所数	26,109 事業所																																
従業員数	242,342 人																																
事業所数	24,766 事業所																																
従業員数	263,678 人																																
年度	区内農家戸数	区内経営農地面積 (ha)																															
17	145	445																															
18	135	435																															
19	125	425																															
20	115	415																															
21	105	405																															
22	95	395																															
23	85	385																															

評価	<p>区内の中小企業の支援については、子育て中の人材の確保のための合同託児施設の設置支援を進めてきたが、経営状況などの事情から企業が設置に動くまでには至らなかった。一方、就労支援総合窓口を開設し、若者を含む人材確保を行って中小企業支援を進めた。また、創業総合相談の件数は目標値に概ね達成している。しかし事業所の総数は減少しており、今後も、区内の事業所や従業員を増加させていくために、世田谷の特性にあった都市型産業を育成・支援していくことが必要である。</p> <p>都市農業の活性化を図るため、農家の農作業支援を行う農業サポーター等を育成しており、これまで84人の登録を得ることができた。区民の農業体験への関心は高く、体験農園での農家との交流や、次大夫堀自然体験農園事業を農業サポーターの人材養成講習会としてプログラムを改め、都市農業の理解者や支援者の拡大を図っている。しかし、相続に伴う宅地などへの転用等により農地面積は20年で半減しており、農業従事者も高齢化が進み、耕地減少に歯止めがかからない状況となっている。世田谷区の魅力である都市の農地を保全するための新たなしくみを確立する必要がある。</p>
----	--

将来目標	健康でやすらぎのあるまち
主要テーマ	⑥水と緑が豊かで美しいまちなみのある世田谷づくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の緑被率が、市街化の進行により、約20%にまで低下している。 ・区民1人あたりの公園面積は、16年度当初で3㎡であり23区中15位である。 ・豊かで美しい景観を区民とともに保全し、次世代に引き継ぐ必要がある。 ・地域にふさわしいまちづくりが計画的かつ有効に行われるよう誘導することが求められている。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①みどりと花いっぱい運動の推進 (みどりとみずの基本計画の推進) ②国分寺崖線など民有地のみどりの保全 ③みどりとみずのまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地の整備、水辺空間再生 ④都市景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域風景資産の選定、界わい宣言の登録 ⑤地区街づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の策定に向けた区民主体の取組みの支援
	解決の 方向性		<ul style="list-style-type: none"> (1)区内のみどりを区民との協働により、保全整備する。 (2)次世代に世田谷区の景観を引き継ぐ。

実績、実績数値	
緑被率の推移 H18 24.01% → H23 22.89%	1人あたり公園面積 H18 3㎡ → H23 3.03㎡
みどり率の推移 H18 25.56% → H23 24.6%	地域風景資産 H17 36か所 → H23 66か所

評価	<p>公園面積は51,455㎡の増加(H19末～23末)、保全樹林地11か所で16,480㎡増加(同左)するなど、目標は概ね達成した。</p> <p>しかしながら、みどりの資源調査(23年度)結果では、農地・草地等の減少により、みどり率が18年度調査時より0.96ポイント減少しており、結果としてみどりを増やすまでに至っていない。</p> <p>引き続き、かけがえのないみどりを次世代に引き継ぎ、新しいみどりを創出するべく、区民・事業者・NPO等の様々な活動団体との協働が不可欠であり、区民等がまちづくりの主役となり、行政が支援する仕組みを構築する必要がある。公園用地買収には引き続き厳しい財政状況が見込まれるため、これまでの取組みに加え、失われつつある既存のみどりを区民の力で守っていくための新たなしくみづくりが求められる。</p> <p>地区街づくりや、都市景観の形成の施策分野においては、地区計画の策定及び緑化項目を盛り込んだ変更や、界わい形成地区(風景づくり重点区域)の指定検討等を通じ、区民との協働による安全で快適な都市環境の創出、世田谷らしい地域の風景・まちなみ形成への寄与が図られたところである。</p> <p>また、風景づくり活動の普及・啓発や、区民の身近な風景を守り、育て、つくるといった活動を支援し、世田谷らしい地域の風景を形成していくことが必要である。</p>
----	---

将来目標	健康でやすらぎのあるまち
主要テーマ	⑦快適な環境で持続可能な地域社会の実現

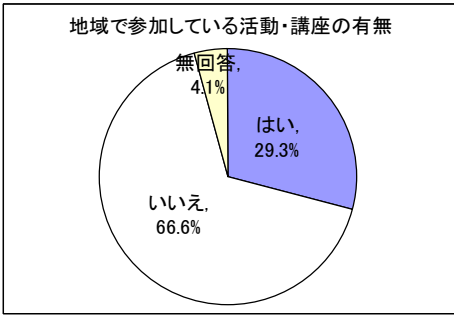
課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> 地球規模での環境問題について、区民一人ひとりが認識を持ち、身近な地域からの取組みを進めることが必要である。 環境に配慮した持続可能な社会を目指し、ごみの発生を極力抑制した取組みが必要である。 区民、事業者と協働しながら環境に配慮した取組みを実践することが求められている。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①区民とのパートナーシップに基づく環境啓発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 環境学習プログラムの充実 人材育成養成事業の推進 ②カーボンマイナス社会への転換 <ul style="list-style-type: none"> CO₂ダイエット宣言 アイドリングストップ装置装着助成 区民主体の資源回収の拡充 ③エコ区役所の実現 <ul style="list-style-type: none"> 庁有車のエコドライブの推進 エコ舗装
	解決の 方向性		<ul style="list-style-type: none"> (1)環境学習・環境教育を推進する。 (2)区民・事業者と連携し、環境問題に取り組む。 (3)区も環境への負荷低減に取り組む。

実績、実績数値	
区民1人1日あたりのごみ排出量 H17 683g → H23 593g	清掃・リサイクル施設開設 <ul style="list-style-type: none"> エコプラザ用賀開設 (H18) 資源循環センター開設 (H20)
リサイクル率 H17 20.6% → H23 20.1%	環境啓発事業の取組み <ul style="list-style-type: none"> 環境学習プログラム数 H20 124 → H23 229
二酸化炭素排出量 H17 2,826千t・CO ₂ → H21 2,871千t・CO ₂	CO ₂ ダイエット宣言 H20 39,442人 → H23 67,513人

評価	<p>ごみの分別区分変更を契機とした、繰り返しの普及啓発等が分別意識の向上につながり、区民1人1日あたりのごみ排出量が、いずれの年度も目標値を上回るなど成果がみられた。しかし、景気低迷による消費行動(節約志向)が、ごみ量に現れているとも考えられること、また、エコプラザ用賀や資源循環センターといった清掃・リサイクル施設の開設にもかかわらず、リサイクル率は減少している。今後も発生・排出抑制を中心とした普及啓発は継続する必要がある。</p> <p>区民の環境意識の高まりと広報等の工夫により、毎年、CO₂ダイエット宣言の人数について、目標を大幅に上回る参加を得ることができた。しかし、人口の増加等により、民生家庭部門の二酸化炭素排出量は増加しており、今後は、省エネ行動の実践につながるよう事業の検討を進め、低炭素社会の実現を目指すことが求められている。</p> <p>引き続き、区民と行政が協力して、残された自然環境を守り、望ましい生活環境を育み、地域の資源循環に配慮した環境と共生する、持続可能な社会の実現を目指し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進を進める必要がある。併せて、ごみの発生抑制を進める循環型社会の形成や、区民・事業者・区が連携した環境配慮行動を実践するとともに、区が率先して環境負荷低減に取り組むなど、一層の促進を図ることが重要である。</p>
----	--

将来目標	健康でやすらぎのあるまち
主要テーマ	⑧健康づくり・疾病予防の推進

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の孤立や、閉じこもりを防ぎ、住み慣れた地域で住み続けられるための取組みが重要である。 ・身近な地域での区民同士がふれあい、支えあう活動を充実し、自主活動団体のネットワーク化を図ることが一層重要である ・食習慣の改善をはじめとする予防の観点から健康づくりに取り組める環境を整備する。 	主要政策（実施計画事業） ①健康づくり支援の充実 ②食を通じた健康づくりの推進 ③介護予防施策の推進 ④生涯現役、地域支えあいの推進
解決の 方向性	(1)介護予防や介護の重度化を予防する取組みを推進する。 (2)区民の主体的な地域の支えあい活動を広げ、ネットワーク化を図る。 (3)区民一人ひとりの健康づくりを支援する。	

実績、実績数値							
要介護者の推移 H17 25,942人 → H23 32,476人	65歳以上高齢者の地域活動への参加実態  <p>地域で参加している活動・講座の有無</p> <table border="1"> <tr><td>はい</td><td>29.3%</td></tr> <tr><td>いいえ</td><td>66.6%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.1%</td></tr> </table>	はい	29.3%	いいえ	66.6%	無回答	4.1%
はい		29.3%					
いいえ		66.6%					
無回答		4.1%					
介護予防事業の参加者 H20 10,445人 → H23 12,647人							
認知症サポーター H20 4,333人 → H23 9,784人							
地域支えあい活動の参加者 H20 248,350人 → H23 294,266人							
平均寿命・健康寿命の推移 (平均寿命) H17 男性 80.6歳 → H22 80.8歳 女性 86.8歳 → 86.8歳 (健康寿命) H17 男性 80.8歳 → H22 81.2歳 女性 81.9歳 → 82.4歳	(65歳以上高齢者) 地域活動をしない理由 <ul style="list-style-type: none"> ・健康・体力に自信がない 21.8% ・きっかけがない 18.9% ・友人や仲間がいない 12.2% 						

評価	<p>介護予防や地域支えあい活動は、参加者も増加するなど着実に取り組みが広がっており、健康づくりから介護予防までの一貫した取組みを推進することができた。しかしながら、高齢者が地域活動に参加している割合は3割にとどまっており、活動を行わない理由に、きっかけや人間関係がないことを挙げている。ひとり暮らし高齢者が増加傾向にある中で、地域とのつながりが大変重要であり、見守りなど地域住民による主体的な活動を通じて、孤立した高齢者を地域と結び付けていく取り組みや地域の住民同士によるふれあい、支えあい活動を推進するとともに、高齢者自身が地域の担い手として地域社会に参加していくことができる環境づくりが必要である。</p> <p>若い世代への食育の取組みや就労世代の健康づくりなど、区民、地域団体、事業者と協働した健康づくり事業等については、概ね計画どおり実施することができ、幅広い世代の健康づくりや生活習慣病予防の推進が図れた。しかし、平均寿命の伸びに対し、健康寿命は横ばいとなっており、生活習慣病を原因とする死亡者数が全体の5割以上を占めている。今後も、望ましい生活習慣の習得、区民主体の健康づくり活動の支援等の取組みを一層強化する必要がある。</p>
----	---

将来目標	世田谷の文化を育み、未来が輝くまち
主要テーマ	⑨次代を担う人づくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長段階に応じた体験学習や社会参加など、地域でのふれあいの機会を増やすことが重要である。 ・各成長段階に応じた保健、福祉、医療の総合的な取り組みが求められており、過程に応じて、一人ひとりの課題に合わせた支援が必要である。 ・自ら学ぶ力を育む学習等、教育内容や環境の一層の充実が求められている。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの体験、社会参加の推進 ②子どもの健康づくり ③配慮の必要な子どもへの支援 ④地域教育力の向上 ⑤地域が参画する学校づくり ⑥家庭教育への支援 ⑦豊かな人間性を育む体験教育の推進 ⑧9年間を見通した質の高い学校教育の実現 ⑨特別支援教育の充実、いじめ、不登校問題への取り組み ⑩信頼される学校経営の推進 ⑪教育の情報化の推進 ⑫教育環境の整備 ⑬就学前(幼児)教育の充実
解決の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> (1)子どもの自立を支援する。 (2)子どもの健全な心とからだづくりを支援する。 (3)乳幼児期から就労期まで、障害があるなど配慮を要する子どもに対し、一貫した支援を行う。 (4)地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進する。 (5)地域から信頼される学校運営を行う。 (6)主体的に学び、考え、行動する力を育む教育を推進する。 (7)障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を充実する。 (8)学習に最適な教育環境を整備する。 (9)就学前(幼児)教育の充実を図る。 		

実績、実績数値	
児童・生徒数の推移 (児童数) H17 34,347人 → H23 36,044人 (生徒数) H17 18,314人 → H23 19,697人	新たな自然体験遊び場事業 H17 2か所 → H23 7か所 地域運営学校の指定校数 H17 0校 → H23 47校

評価	<p>小学生等を対象とした遊び場事業の展開、社会参加を学ぶプロジェクト事業の推進、中高生を対象とした自立に向けた支援の実施等とともに、子どもの体力づくり、生活習慣病予防の実践など、健全育成を図った。また発達障害の早期発見、早期対応の体制づくり、タイムケア事業の整備を進めた。</p> <p>教育分野では、地域運営学校の指定校数は47校となり、保護者や地域住民などが積極的に学校運営に参画できる環境の整備ができた。また、学校支援コーディネーターによる教育活動支援プログラムの実施や、大学との連携に基づく大学生派遣の推進により、地域の人材や教育資源を活用した地域と学校との連携の基盤を強化できた。</p> <p>一方、元気高齢者が増えており、「地域の孫育て」での活躍が期待されるものの、十分に活躍できるまでに至っていない。また、子どものコミュニケーション力の低下や、外遊びの機会の減少なども指摘されており、子どもの成長を取り巻く環境には、様々な課題がある。</p> <p>引き続き、子どもの自主性を尊重しながら子どもの自立を支援し、学校・家庭・地域との連携をより一層図り、子どもの健やかな成長を育む環境を整備する必要がある。</p>
----	--

将来目標	世田谷の文化を育み、未来が輝くまち
主要テーマ	⑩安心して子どもを育てられる環境づくり

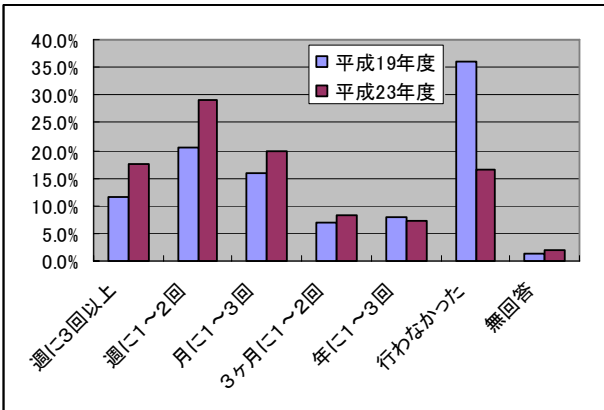
課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化の進行、地域交流の希薄化等、子育てに不安を抱える親が増加している。 近年の人口増加に合わせ、待機児が再び増加傾向にある。 保育サービスの待機児解消や、延長保育の充実、病気回復期にある子どもの受入れなど、多様な保育サービスが求められている。 児童虐待の予防や早期発見に努め、子どもの安全確保に向けた的確な対応を図ることが求められている。 	主要政策 (実施計画事業) <ul style="list-style-type: none"> ①保育サービスなどの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園、認証保育所、認定こども園などの多様なサービス提供主体による保育の拡充 ・保育サービスの質の向上 ②在宅子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者の育成 ・子育てステーション等の充実 ・乳児期家庭訪問 ③児童虐待防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業の実施 ・児童虐待防止のネットワーク ④小児救急医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども初期救急診療事業の実施
解決の 方向性	<p>(1)家庭での子育て不安を解消するため、相談・支援体制の整備など在宅子育て支援を充実する。</p> <p>(2)多様な手法により、保育サービスの種類、量を拡充するとともに、質の向上を図る。</p> <p>(3)児童虐待の早期発見・予防など、安心して子育てができる環境を整備する。</p>	

実績、実績数値	
保育サービス定員の推移 H17年度 8,258人 → H23年度 11,938人 (H18.4.1 現在) (H24.4.1 現在)	乳児期家庭訪問率 H19年度 40% → H23年度 89%
子ども家庭支援センター相談件数 H18年度 21,324件 → H23年度 28,575件	認可保育園及び分園の拡充 H17年度 75園 → H23年度 109園 (H18.4.1 現在) (H24.4.1 現在)

評価	<p>在宅子育て支援については、地域の子育て支援人材の養成や乳児期家庭訪問、子育てステーション、おでかけひろばの整備について、概ね計画どおり行うことができ、子育て支援の充実を図ることができた。また、保育サービス定員を6年間で約3,700人拡充し、認可保育所の入所申込者の増加に対応した。しかしながら、女性の勤労意識の変化や近年の景気動向の影響もあって、近年申込者数は高止まり傾向が続いており、沈静化の兆しは見えない。</p> <p>また、児童虐待の早期発見、予防の取組みについては、子ども家庭支援センターの運営及び要保護児童支援協議会による地域のネットワークの充実が図られ、子ども・家庭に関する相談・対応が推進できた。</p> <p>保育サービス施設の拡充は喫緊の課題であり、さらなる保育の質の確保と向上を図るとともに、保護者の就労形態等による様々な保育ニーズに対応するため、多様な手法を柔軟に組み合わせた取組みが必須である。</p> <p>今後も、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めるにあたり、子どもの人権の尊重と擁護の推進に取り組むとともに、要保護児童支援の強化、児童虐待防止への一層の取組みを進める。</p>
-----------	---

将来目標	世田谷の文化を育み、未来が輝くまち
主要テーマ	⑪世田谷の文化・個性を活かしたまちづくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> 文化、個性を活かしたまちづくりを進め、文化都市世田谷の魅力をさらに高めていくことが求められている。 区内大学等の協力により、教育施設を区民が気軽に利用できるようにするなど、環境の整備が必要である。 身近な地域でスポーツができる環境をつくることが重要である。 	主要政策 (実施計画事業) <ul style="list-style-type: none"> ①世田谷の地域文化の創造 ②音楽文化の振興 ③生涯学習の推進 ④生涯スポーツの振興 ⑤地域の学習拠点としての図書館の充実
解決の 方向性	<p>(1)区民が文化をとおして心の豊かさやうおいを享受できる環境をつくる。</p> <p>(2)身近な地域での生涯学習活動やスポーツに区民がより主体的に参加し、楽しめる環境づくりを進める。</p>	

実績、実績数値																									
「世田谷芸術百華」参加者数 H19 21万人 → H23 21万5千人	1年間に行ったスポーツや運動の回数  <table border="1"> <caption>1年間に行ったスポーツや運動の回数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>平成19年度 (%)</th> <th>平成23年度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週に3回以上</td> <td>12.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>週に1~2回</td> <td>21.0</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>月に1~3回</td> <td>16.0</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1~2回</td> <td>8.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>年に1~3回</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>行わなかった</td> <td>36.0</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	回数	平成19年度 (%)	平成23年度 (%)	週に3回以上	12.0	18.0	週に1~2回	21.0	29.0	月に1~3回	16.0	21.0	3ヶ月に1~2回	8.0	9.0	年に1~3回	8.0	8.0	行わなかった	36.0	17.0	無回答	1.0	1.0
回数		平成19年度 (%)	平成23年度 (%)																						
週に3回以上		12.0	18.0																						
週に1~2回	21.0	29.0																							
月に1~3回	16.0	21.0																							
3ヶ月に1~2回	8.0	9.0																							
年に1~3回	8.0	8.0																							
行わなかった	36.0	17.0																							
無回答	1.0	1.0																							
「世田谷芸術百華」認知度 H20 区民意識調査 23.0% →H23 区民意識調査 38.6%																									
総合型地域スポーツクラブ H17 1地域(計2クラブ) → H23 4地域(計6クラブ)																									

評価	<p>「世田谷芸術百華」について、23年度に実施した区民意識調査において、《知っている》と答えた割合が最も高く(38.6%)、区民に浸透してきたといえる。このことは、多くの区民が身近に文化・芸術にふれることができ、より身近なものとして広まったものと評価できる。区政モニターアンケートにより、区は文化・芸術に対してどの程度力をいれるべきかと尋ねたところ、必要性を肯定する意見は80%を超えており、区民の文化・芸術施策への期待感強いといえる。しかし、今後も区の厳しい財政状況の継続が見込まれる中、どの程度までサービスを提供するのか、また、どの分野を重視するのがよいのかが課題である。</p> <p>総合型地域スポーツクラブについては、23年度末時点で6クラブとなり、少しずつであるが、区民が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めることができた。一方、週に1回以上のスポーツ実施率は、19年度と比較して14.3%上昇したが、区民の約半数はスポーツに親しむ機会が不足しており、子どもの体力テストの結果も全国平均に達していない。</p> <p>今後も質の高い文化事業の提供と文化・芸術を担う人材の育成等を進め、区民の誰もが文化・芸術にふれることができ、日々の中で文化を感じることでできるまちと生活環境をつくる取組みを行う必要がある。同様にスポーツの分野においても、生涯を通じて身近な地域で気軽にスポーツに参加できる「生涯スポーツ社会の実現」に向けた取組みが必要である。</p>
-----------	---

将来目標	区民が創るまち
主要テーマ	⑫協働のまちづくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> ・町会、自治会への加入率が低下傾向にある。 ・区民同士の交流や世代間交流の機会の減少、地域での活動への関心の低下など、地域活動の停滞がみられる。 ・活動主体の基盤強化とともに相互に連携し、活動しやすい環境整備を進めることが求められている。 ・協働の前提となる区民参画の仕組みを強化することが重要となっている。 	主要政策 (実施計画事業)	①区民によるコミュニティづくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体に対する助成 ・町会・自治会の活性化支援 ・災害時に備えた地域の助けあいの活動に対する支援
	解決の 方向性		(1)区民の地域活動への参画促進 (2)区民が参画する団体の活性化の促進 (3)区民との情報共有の促進 (4)区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働の促進

実績、実績数値																																																							
町会・自治会加入率、NPO法人数	NPO等との協働事業件数(連携・協力・委託)																																																						
<table border="1"> <caption>町会・自治会加入率、NPO法人数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>町会・自治会加入率 (%)</th> <th>NPO法人数 (社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7</td><td>66</td><td>-</td></tr> <tr><td>8</td><td>65</td><td>-</td></tr> <tr><td>9</td><td>64</td><td>-</td></tr> <tr><td>10</td><td>63</td><td>-</td></tr> <tr><td>11</td><td>62</td><td>50</td></tr> <tr><td>12</td><td>62</td><td>70</td></tr> <tr><td>13</td><td>63</td><td>90</td></tr> <tr><td>14</td><td>62</td><td>110</td></tr> <tr><td>15</td><td>61</td><td>130</td></tr> <tr><td>16</td><td>60</td><td>150</td></tr> <tr><td>17</td><td>60</td><td>170</td></tr> <tr><td>18</td><td>59</td><td>190</td></tr> <tr><td>19</td><td>58</td><td>210</td></tr> <tr><td>20</td><td>58</td><td>230</td></tr> <tr><td>21</td><td>58</td><td>250</td></tr> <tr><td>22</td><td>58</td><td>270</td></tr> <tr><td>23</td><td>58</td><td>290</td></tr> </tbody> </table>	年度	町会・自治会加入率 (%)	NPO法人数 (社)	7	66	-	8	65	-	9	64	-	10	63	-	11	62	50	12	62	70	13	63	90	14	62	110	15	61	130	16	60	150	17	60	170	18	59	190	19	58	210	20	58	230	21	58	250	22	58	270	23	58	290	H17 80件 → H23 313件
	年度	町会・自治会加入率 (%)	NPO法人数 (社)																																																				
	7	66	-																																																				
8	65	-																																																					
9	64	-																																																					
10	63	-																																																					
11	62	50																																																					
12	62	70																																																					
13	63	90																																																					
14	62	110																																																					
15	61	130																																																					
16	60	150																																																					
17	60	170																																																					
18	59	190																																																					
19	58	210																																																					
20	58	230																																																					
21	58	250																																																					
22	58	270																																																					
23	58	290																																																					
	地域活動団体などが行う自主的な活動への支援件数																																																						
	H20 96件 → H23 131件																																																						
	区民の声システム意見・提案数																																																						
	H15 3,979件 → H23 3,255件																																																						

評価	<p>町会・自治会の加入率は長期的な低下傾向にあるが、加入促進支援の取組みなどにより、加入率の減少は一定程度緩やかになったものの、役員の高齢化等の傾向は続いている。一方で、NPO法人の数は着実に伸びているが、活動団体同士の連携やネットワークが十分に形成されているとは言えない。また、区民同士の交流や世代を超えた交流の機会が減少しており、特に高齢者の孤立化が進んでいくことが懸念される。</p> <p>一方で、区民意識調査によると、「将来も含めた地域活動への参加意向」が約5割となっており、また、特に男性の40歳代及び60歳代、女性の20歳代及び30歳代は、「今は行っていないが、参加してみたい」の比率が他の世代より高い。このように地域づくりの担い手が潜在的に存在しており、場や機会の提供の工夫次第で、顕在化するものと言える。</p> <p>そのためにも、日ごろからの区民の地域活動への関心を深め、持続的な地域活動への参加・参画を促すための支援や環境整備を行うとともに、活動主体の活性化、担い手の育成、活動主体間の連携・ネットワークの強化を支援し、併せて、活動主体と行政との間における協働の促進、区政に関する情報や地域の課題等の共有化を進めることで、区民主体のコミュニティ活動の拡大を図り、自立・協働の住民自治によるまちづくりを確立する必要がある。</p>
----	---

将来目標	区民が創るまち
主要テーマ	⑬男女共同参画推進のまちづくり

課題 (H17 策定 時)	<ul style="list-style-type: none"> 性別による役割が固定されることなく、男女がともに参画できる社会づくりが必要である。 就業機会などにおいて、男女間の不平等が依然みられ、女性の就業をめぐる状況の厳しさが続いている。 配偶者等からの暴力(DV)など、あらゆる暴力を許さない環境を醸成することが必要である。 	主要政策 (実施計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画による地域社会の活性化 ②男女共同参画センターの機能充実 ③ドメスティック・バイオレンス(DV)の根絶
	解決の方向性		<ul style="list-style-type: none"> (1)あらゆる分野で男女がともに参画する社会を目指す。 (2)男女の自立を育む社会を目指す。 (3)性別にかかわらず互いに人権を尊重し合う社会を目指す。

実績、実績数値	
年齢別労働力率(国勢調査)	
<p>平成 17 年度</p>	<p>平成 22 年度</p>
区の審議会などで女性委員の占める割合 H17 28.7% → H23 28.09%	男女役割分担意識(区民意識・実態調査) ○男は仕事女は家庭という考え方には共感する 「そう思う・どちらかといえばそう思う」 H16 30.1% → H21 32.0%

評価	<p>区の審議会等で女性委員の占める割合は、23 年度目標値に届かなかったが、ここ数年間は維持されている。また、ワーク・ライフ・バランスの観点からの区民・区内企業への啓発の継続実施、男女共同参画センター事業や DV 相談の充実により、利用者数目標等、計画通り達成されたことで、男女共同参画の促進に成果があった。</p> <p>近年では、DV 法の改正や、第 3 次男女共同参画基本計画の策定など、国においても男女共同参画を取り巻く社会環境が変化しており、自治体に期待される役割は大きい。しかし、固定的性別役割分担意識の解消につながっていないことなど、区における男女共同参画社会の実現は、いまだ道半ばと考えられ、引き続き、男女がそれぞれの個性と能力を十分発揮できる社会の創出に向けて、男女共同参画プラン調整計画に基づく施策を着実に推進する必要がある。</p>
----	--

(2) 「リーディングプロジェクト」

「リーディングプロジェクト」は、区政を牽引する最重要かつ横断的な取組みという位置づけで策定されたものである。

《リーディングプロジェクト》

- プロジェクト1 身近で便利 交流促進プロジェクト
- プロジェクト2 次代を担う世田谷っ子プロジェクト
- プロジェクト3 いつまでも生きがいを生涯現役プロジェクト
- プロジェクト4 区民が創る良好な環境プロジェクト
- プロジェクト5 世田谷の魅力倍増プロジェクト

しかし、同じく区政の主要かつ横断的なテーマである「主要テーマ」と内容や目標が重複してしまっている。また、実行プランである「実施計画」も、「主要テーマ」の下に体系的に整理されたため、各実施計画事業は「主要テーマ」の実行プランとのみ認識された。

結果、リーディングプロジェクトは次第に意識されることが少なくなり、全庁を牽引するプロジェクトとはなれなかった。

(3) 「計画の推進に向けて」

「計画の推進に向けて」は、主に自治体経営の観点から取り組むべきことを整理したものである。これまでの行財政改善の取組みを一步進め、民間の経営の視点や手法等を導入した「行政経営」の確立を目指した。

《4つの基本的視点》

- ①自治体運営の自立の推進
- ②新たな時代にふさわしい地域行政の推進
- ③区民の目線に立った行政経営の確立
- ④資源の有効活用による区民サービスの向上

これらをもとに、「行政経営改革計画」の取組み項目を定め、計画的な行政経営改革を進めることによって、基本計画の推進を側面から支えることができた。

次頁より、各視点の達成状況を示す。

計画の推進に向けて(4つの基本的視点)

視点

①自治体運営の自律の推進

課題 (H17 策定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区の役割分担の明確化とそれに伴う財源配分のあり方について、基礎的自治体としての特別区の自主性・自律性を高める観点から、解決すべき課題が残った。 ・区は、区民自治を基調としながら、新たな時代にふさわしい自治体のありようを模索し、改革を進める必要がある。
解決の 方向性	<p>(1)都区制度改革に取組み、自律性をさらに高める。</p> <p>(2)近隣自治体との連携を強化する。</p>

実績、実績数値

都区制度改革時においては、平成 18 年度に今後の都区のあり方についての組織検討を都区合同で設置し、単年度ではあるが財調交付金とは別に都が特別区に 200 億円の特別交付金を設けることなどの整理がなされた。さらに翌年度には、三位一体改革の影響に対応するとともに、都の補助事業の一部を区の自主事業とするため、都区の配分割合を特別区 55%、都 45%に変更した。

その後、都区の事務配分について、「法令に基づく事務」及び「任意共管事務」を検討対象とし、444 項目の基本的方向の協議が進められ、区へ移管する方向で検討する事務 53 項目をはじめ、今後の対応が整理され、平成 23 年 12 月に都区のあり方検討委員会において事務配分の方角性が了承されている。また、将来の都制度や東京の自治のあり方について、都と区市町村共同の調査研究を行うため、「東京の自治のあり方研究会」を平成 21 年 9 月に設置し、行政と民間、都と区の役割分担等、検討を進めている。

また、国においては、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法が公布、平成 19 年 4 月から施行され、同法に基づく基本的事項を検討するために、地方分権改革推進委員会が設置されている。その後、地域主権戦略大綱やアクションプランを踏まえ、平成 23 年 4 月に地域主権推進一括法案が一部成立したところである。区では、これを受けて該当する条例（世田谷区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例等）を改正する等の対応を行った。

しかしながら、都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方など、検討項目に対する課題も残されており、引き続き、都区の事務配分や区域のあり方などの検討が進められている状況である。

評価

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が平成 11 年 7 月に公布し、一部を除き、平成 12 年 4 月から施行されたことは、都区制度改革の一つの到達点といえる。これは、大都市の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区を法律上明確に基礎的自治体として位置づけるとともに、特別区の自主性・自律性を強化し、住民に身近な事務を都から特別区へ移譲するという意義を有している。

区では、国の地方分権の動きに対応するとともに、国の地方分権改革の本旨に基づいて都と特別区における事務配分の権限移譲について（児童相談所設置等の児童福祉事務、県費負担教職員の任免・給与決定事務など条件等）協議を行っているが、より一層の改革が求められているところである。

今後の都区制度のあり方等については、23 区共同対応の面と区独自での対応の面と、包括的な検討が必要である。

計画の推進に向けて(4つの基本的視点)

視点

②新たな時代にふさわしい地域行政の推進

課題 (H17 策定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権、少子高齢化社会の進展や地域におけるコミュニティの変容、ITの急速な普及など、地域を取り巻く状況が大きく変化している。 ・区独自の地域行政をより一層機能的、効果的に発展させるため、三層各々の新たな役割を明らかにする。 ・サービス提供体制の充実と地区まちづくり活動の支援を強化することが求められている。
解決の 方向性	<ol style="list-style-type: none"> (1)安全で安心なまちづくりを身近な地域で推進する。 (2)地域におけるコミュニティの活性化を図る。 (3)執行体制の簡素化を進める。

実績、実績数値

平成17年4月に「出張所改革」に取り組み、「窓口サービスの効率的な運営」と「地区まちづくり支援強化」を一体的に行うことを理念・基本方針とし、これまでの27か所の出張所から、7か所の出張所と、地区まちづくり支援を重点におく20か所のまちづくり出張所に再編した。

その後、平成20年3月に「出張所改革の評価・検証」をまとめ、まちづくり出張所の名称のあり方を取り上げ、「人が集い、交流できる、地区まちづくりの中核」としての役割を果たすべく、新たな名称についての議論を行った。平成21年8月に、地域コミュニティ活性化に向けた出張所等の取り組みの方向性を明らかにし、「ネットワークの拡充」、「地域防災力の向上」、「あんしんすこやかセンター等福祉関連機関・団体との連携」、「相談機能の充実」、「地域情報の発信」を5つの柱として、方向性を打ち出し、平成21年10月「まちづくり出張所」の名称を「まちづくりセンター」へ変更した。

評価

昭和50年代から30年以上にわたり取り組んでいる「地域行政」は、平成3年度以降、地区（出張所・まちづくりセンター）、地域（総合支所）、全区（本庁）の三層構造とし、全国に先駆けた都市内分権として成果を挙げ、現在もその構造を堅持している。

ところが、少子高齢化の進展や社会経済状況の変容が加速するとともに、地域コミュニティのさらなる希薄化など、地域を取り巻く状況が急激に変化してきた。例えば、65歳以上の高齢者人口の割合は、区が地域行政制度を創設した平成3年に、11.5%だったものが、平成23年には、18.6%と7.1ポイント上昇し、高齢化が進行していることが伺える。また、少子化においては、0～14歳の年少人口の割合が高齢者と同年次でみた場合、12.9%から11.4%と、1.5ポイント減少している。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災以降においては、地域・地区の防災の観点からも地域力の重要性が問われるなど、区を取り巻く状況が変化している。

区では、基礎的自治体における住民自治の充実や行政と住民との協働推進の考え方を先取りした組織体として、身近なまちづくり推進協議会を設置するなど、各地区における特性や特色を活かしたコミュニティ活動の活性化を図っている。今後も出張所・まちづくりセンター、総合支所、本庁が機能性や有効性の観点から各々の役割を明確にし、新たな地域行政の推進に向けた検討を行うなかで、各総合支所管内においても人口10～20万人を擁することから、支所ごとが地域の将来像(ビジョン)を描き、各地域の特性や特色を活かす取り組みを進めていく必要がある。

計画の推進に向けて(4つの基本的視点)

視点

③区民の目線に立った行政経営の確立

課題 (H17 策定時)

- ・ 区の財源の大幅な拡大が見込めない中、中長期的な視点から行政が担う役割を見定め、優先すべき重要課題に重点的・集中的に取り組んだ上で、実施手法や体制、資源の配分等の見直し改善を図り、区民の目線に立った行政経営の確立が不可欠である。
- ・ 区民に対する説明責任を果たし、区政に対する信頼感をさらに高める。
- ・ 円滑な区政運営のためには、財政基盤の強化と計画的な財政運営が不可欠である。
- ・ 健全な財政構造を維持するため、受益と負担の視点から区の見直し、財政構造、予算配分の改善と実施の効率化を図る必要がある。

解決の 方向性

- (1)区民の目線に立った行政経営を確立する。
 - ・ 顧客志向、成果重視、施策の優先度や目標水準の設定、成果の評価、行政評価への区民参加
- (2)区政への区民参加を促進し、区政の透明性を向上する。
- (3)安定した財政基盤の確立と計画的な財政運営を進める。
- (4)組織、職員定数の適正化を進める。

実績、実績数値

区では、区基本計画の実現のための計画として、行政経営改革計画を平成17年度から19年度、20年度から23年度と策定し、地方分権の推進や少子高齢化の進展などの区を取り巻く社会状況の変化に対応しながら、区民の目線に立った行政経営の確立を目指し、事務事業の見直しや執行体制の効率化を進め、行政経営の仕組みづくりを行った。また、政策評価委員会、外部評価委員会を設置し、区民の参加による政策評価を行い、透明性の確保を図るとともに、平成22年度には政策検証委員会を設置し、その提言を元に全事務事業の点検を実施するための政策点検方針を策定し、全庁をあげて徹底した見直しを図った。

評価

本基本計画の策定においては、区財源の大幅な拡大が見込めない状況を踏まえ、選択と集中の観点から、優先すべき重要政策の絞込みを行った。また、行政経営改革計画を、厳しい財政状況において持続可能で強固な財政基盤を構築するための計画と位置づけ、各年次における行政経営改革計画の項目に取組み、安全・安心の取組みや子育て支援など、より強固で安定した財政運営基盤を構築し、区政の重点課題に着実に取り組んできた。また、行政内部の評価に加えて区民の参加による外部評価を行い、事業の定期的な評価、公開を定着させてきた。

ところが、保育等の行政需要の拡大や、リーマンショックによるわが国の景気状況の急速な悪化などを経て、財政計画の想定を上回る歳入減により、計画の達成が困難になるとともに、健全財政の維持も危ぶまれる状況となった。その後も、昨年の中東大震災を契機とする日本経済の停滞も重なり、区財政は、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、区では生活保護費等の社会保障関連経費の増加、保育サービス待機児への対応等の喫緊への課題、災害対策に対する新たな行政需要に的確に対応かつ、安定した行政サービスを提供することが求められている。

計画の推進に向けて(4つの基本的視点)

視点

④資源の有効活用による区民サービスの向上

課題 (H17 策定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス需要の増加を踏まえ、区民、事業者等の民間活力を効果的に活用した多角的なサービス提供体制を整備する必要がある。 ・質の保証等の仕組みを整備し、区民が質の高いサービスを安心して利用できる環境の整備が求められている。 ・サービス向上や事務の効率化に向け、IT 社会に対応した電子自治体の構築が必要である。 ・区の資産である公共施設や用地等についてもさらなる有効活用を図る必要がある。
解決の 方向性	<ol style="list-style-type: none"> (1)民間活力を積極的に活用する。 (2)外郭団体の改善と活用を進める。 (3)区有財産を有効に活用する。 (4)電子政府の取組みを推進する。

実績、実績数値

多角的なサービス提供を図るため、平成 18 年 9 月から全面施行された指定管理者制度を活用し、民間活力の積極的な活用を進めた。現在、公の施設の約 2 割に指定管理者制度が導入されている。また、民間事業者の選定においてはプロポーザル方式が定着しており、民間独自のノウハウ等を積極的に活用している。

介護保険制度導入以来の事業者による公的サービスの提供が進んでいることから、保健福祉サービスを中心に、行政および事業者のサービスの質の確保・向上を目指し、学識経験者による質の向上の取組み評価や、事業者指導、苦情・事故対応を通じた質の向上等を推進してきた。このほか、平成 22 年 8 月策定の「政策点検方針」において、「民間でできることの民間への移行」、「外郭団体の見直し」を掲げ、多角的なサービス提供の拡大に向けた取組みを行った。

公共施設整備方針に基づく取組みにより、施設の複合・合築化を進め、施設の有効活用を図るなど、経費削減に努めるとともに、建設コストに係る経費も見直す観点から、標準仕様の見直しも図った。一方、情報化分野における計画として、ICT 分野の技術やサービス等、中長期的な視点での取組みを示す「情報化推進計画」を策定している。

評価 本計画での多角的なサービス提供の取組みは、指定管理者制度の導入など、行政サービスの実施における民間活力の活用を中心に展開し、成果を上げてきた。今後は、公共施設の機能や役割等を見直し、行政と民間で同様の機能を持つ場合は民間に移行させるなど、サービスの提供主体の切り替えも視野に入れた、新たな取組みが必要となっている。

民間事業者の公的サービス提供が充実する中で、行政の重要な役割として、行政や事業者のサービスの質の向上と区民の権利擁護を位置づけてきたが、今後もこの考え方を福祉サービスのみならず、公的サービス全般に広げていく必要がある。

またこの間、区と外郭団体が担うべき事業を明確にする取組みを着実に実施してきたが、今後も外郭団体の存在意義や必要性を十分に検証・検討し、各団体の特性や特色を活かした事業運営を進める。

一方、区が保有する財産に関しては、これまでも建物の複合化などによる有効活用を進めてきたが、公有財産の有効活用による税外収入の取組みや、公共施設の複合化及び適正配置、管理運営の効率化と利便性の向上、建物の寄贈への対応とその活用、建物の更新時期を迎える大量の公共施設の適正規模かつ計画的な整備と維持など、引き続き幅広く検討することが求められている。

情報化の推進については、情報化推進計画に基づく ICT を積極的に活用した区民本位の情報化や情報システムのクラウド化の検討、公衆無線 LAN スポットの整備等、急速に進展する情報化社会に対応できる仕組みづくりを進める必要がある。

4. 全体総括

(1) 基本構想

現行の基本構想は、「自治の発展をめざす区政の基本的な指針」という位置づけのもとで、策定当時の社会情勢を踏まえた的確な理念及び将来像を掲げており、今日でも通用する普遍性を有している。

しかしながら、策定時に比べて少子・高齢化が更に進展し、成熟社会に突入した今日においては、「新しい公共」という概念も出されるなど、行政のみで公共サービスを担うことはますます困難になってきている。行政と区民との役割を明らかにし、区民自らが公共を支え、協働によって自治を進めていくことが重要である。新たな基本構想は、そこに価値を置き、行政のすべきことを定める行政計画から、区民や地域の様々な主体を巻き込んでまちづくりを進めていく、行政の範囲にとどまらない公共的な方針として位置づけなおしていく必要があると考えられる。

なお、地方自治法の改正により、基本構想を作成するかどうか、どのような策定手続きをとるかは各自治体の判断となった。基本構想を公共的な方針として、議会で議決することにより区民・議会を含めた自治体全体のルール・方針として、広く区民と共有し、20年後を見据えた将来構想とすることを目指す。

なお、基本理念について、以下のとおり総括する。

①人間尊重のまちづくり

この間、人間尊重のまちづくりを進め、区民と行政とが協力して差別の撤廃などに取り組み、成果を上げてきた。しかし、一方では、世代間の関係の希薄化などが進み、住民同士の生活互助機能が衰退する中で、孤立する高齢者や自殺者数の増加が顕著になってきている。

誰もがその価値を認められ、共に生き、共に支えあう地域社会の実現に向け、今後とも人間尊重は自治の根本にあるものという認識を新たにし、不断の努力を続けなければならない。今後は、住民自らがそれぞれの出来る範囲で公共を担い、地域自治を進めていくことを、より明確にしたメッセージが必要となる。

②環境と共生する社会の実現

区民と行政とが協力し、地域の資源循環に配慮した環境共生のまちづくりを進めたことにより、区民の環境意識を高めるとともに、資源リサイクル率を向上し、一人当たりのごみ排出量を抑制するなどの成果を上げることができた。

しかし、農地や緑地の減少が続くなど、依然として良好な住環境の維持に向けた課題は残されている。また、身近な環境を保全するだけでなく、地球環境問題についても、区民や行政、事業者が自らの問題として取り組むべきであるという認識が広まり、民生家庭部門での二酸化炭素排出量の増加など、新たな課題がクローズアップされてきている。

良好な環境を次の世代に継承することは区民全員の責務であるという認識に立ち、「共生する社会」を、環境との共生のみならず、住民同士の共生、未来世代との共生といった概念にまで広げ、持続可能な地域社会づくりに向けた基本理念として再構築する必要がある。

③区民自治の確立

この間、区民自治の確立をめざし、区民参加や区民との協働の取組みを進めてきた。しかし、子育て世代や勤労者層を中心とした働き盛りの区民の参加は少なく、区民参加の裾野はあまり広がっていないとはいえない。

近年、住民基本台帳から無作為抽出した区民に対し、ワークショップ等への参加呼びかけを行い、今まであまり区政と接点がなかった区民の参加を促す試みも始まっている。今後は、このような自治の担い手を積極的に広げていくしくみの確立を指し示す理念の構築が必要である。

(2) 基本計画

本計画は、財政状況が厳しさを増す中で、「選択と集中」を掲げ、前計画よりも計画規模を抑えて策定した。しかしながら、当初計画に比べ保育需要が大幅に増加するなど、行政需要が拡大したこと、さらにはリーマンショックを契機としたわが国の景気の悪化などがあり、財政計画の想定を超えた歳入減に直面し、結果として、当初目標を10年の計画期間で達成することが困難となってしまった。今後、引き続き予断を許さない景気動向が続くと予想されることから、リーマンショック並の財政状況の変化にも対応可能な、計画規模の絞込みが必要である。位置づけや構成をより明確にし、コンパクトで区民にわかりやすい、重点的な取組みに絞り込んだ基本計画づくりをしていかなければならない。

構成については、期間を10年間とし、区を挙げて取り組む重要政策を示す「重点政策」、地域行政を推進し、地域の活性化を図る観点から、各地域、各地区の将来ビジョンを示す「地域ビジョン」、分野ごとの政策課題の整理と基本的な運営指針を示す「分野別政策」、厳しい財政状況の中、将来の行政需要に応え、行政運営の持続可能性を確保するために財政的な裏づけを示すなどの実現に向けた方策を示す「実現の方策」へと整理しなおすことを検討する。また、基本計画と所管の個別計画、方針等と整合を図っていく。

なお、主な政策について以下のとおり総括する。

①「安全・安心」への過大な期待への対応

本計画では、「安全・安心のまち世田谷」を計画のキャッチフレーズとし、防災、防犯をはじめとした、安全・安心な地域社会づくりに取り組んできた。建築物の耐震化の促進、道路の拡幅等の整備、区民の主体的な防犯パトロールなどとの連携による刑法犯認知件数の減少などの成果を上げることができたが、一方で、行政が安全・安心をすべて保障するとも取れる姿勢が、区民の安全・安心への過大な期待を招いた側面も否めない。安全は行政や第三者に委ねればよいという価値観は、区民同士のコミュニケーションの低下、子どもの外遊びの減少、行政サービスへの依存傾向などの社会全体の傾向の中で、より助長されたと考えられる。安全・安心そのものは重要な概念であり、東日本大震災後の区民の防災への関心の高まりを踏まえると、区として取り組むべき防災、道路整備や豪雨対策などベースとなる取組みは引き続き行う必要はあるが、一方で、防災については行政任せではなく、自分の身は自分で守るという考え方を伝えるなど、安全・安心に対する区民意識や区の実践姿勢を変える必要がある。

②地域コミュニティの活性化・再構築

高齢者の孤立や、子どもが地域の大人に混じって育つ環境が少なくなるなど、地域や家族の力が低下する中で、本計画においては、高齢者の見守りや地域の支えあい活動の展開を図り、地域の子育て人材の育成などに努め、町会・自治会や商店街などの地域コミュニティの中核をなす団体の活性化を支援してきた。しかし、結果として町会・自治会、商店街の高齢化や組織力の低下には歯止めがかかっておらず、期待された団塊の世代をはじめとする元気高齢者についても、地域を担う人材として十分な活躍がみられていない。また、3.11以

降、災害対策における地域住民の主体的な防災力の向上が重視されている。これらの課題解決には、すべて地域コミュニティの活性化、再構築が必要であるが、特にこれまで地域活動にあまり参加していなかった区民の参加をいかに促していくか、そのための場や機会の提供が重要である。

③緑地、農地の保全、環境との共生

世田谷区的良好かつ魅力ある住宅環境の重要な要素である、豊かな緑地や農地の保全については、本計画においても、公園緑地や保全樹林地を増やす取組みを積極的に展開し、一人当たりの公園面積を増やすなどの実績を挙げてきた。しかしながら、相続を契機とした土地の細分化により、緑地・農地面積の減少傾向が続いており、これまでの買い取りによる公園用地の確保だけでは財政的に限界が見えている。今後は、区民の手により民有地のみどりを増やしていくほか、相続による宅地、農地の細分化を抑制するしくみの開発、公有地に加えて共有地を増やしていくような新たなしくみを展開する必要がある。

また、物資的な豊かさだけでなく、環境問題やエネルギー政策の転換を見据えた、新しいライフスタイルの確立を目指す必要がある。

④行政経営改革の今後の方向

本計画においては、区の財源の大幅な確保が見込めない中で、全事業点検をはじめとした徹底的な行政経営改革を進め、行政内部の行政評価のしくみと、区民の視点による外部評価のしくみを確立し、強固な財政基盤の構築を進めてきた。今後、行政需要の拡大状況が続く中で、引き続き行政経営改革を推進していく必要があるが、今後は特に公共施設の大量更新時期に突入することから、適正規模かつ計画的な公共施設整備・維持を図ることが重要である。

2. 世田谷区を取り巻く社会動向

《目 次》

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 世田谷区の歴史・沿革 | p. 1 |
| 2. 現在の社会状況、今後の社会動向 | p. 7 |
| 3. 世田谷区地域像 | p. 11 |

1. 世田谷区の歴史・沿革

1 世田谷区の成り立ち

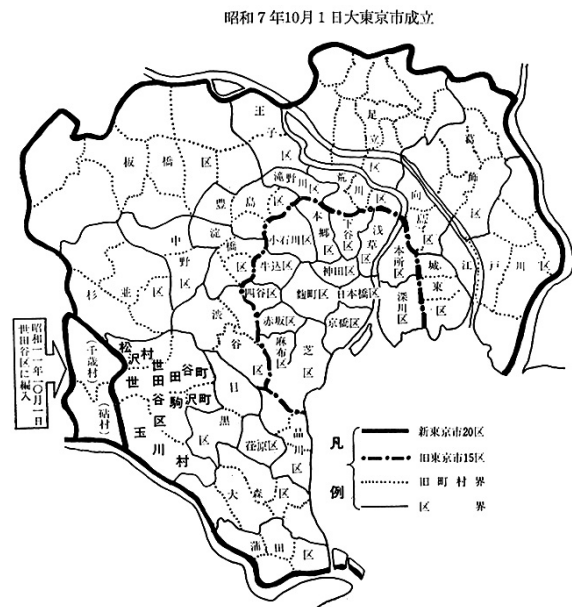
東京市域拡大により昭和7年10月1日、世田谷町、駒沢町、玉川村、松沢村の2町2村が合併し世田谷区が成立した。この時、千歳村、砧村には強い不満が残り、東京市への編入運動が始まり、運動が功を奏し昭和11年には千歳村、砧村が編入された。世田谷区が成立するまで、この2町4村が現在の世田谷の行政体として存在していた。

2 大東京市成立のなかの世田谷区

昭和7年10月1日、五郡八十二町村を合併し20区とし、従来の15区と合わせて35区とする「大東京市」が実現する。

「大東京市」の実現により、世田谷町、駒沢町、松沢村、玉川村は合併して東京市世田谷区となった。区の成立とともに、2町2村の編成は終わりを告げ、従来の大字、字名は廃止となって、新しい行政区画にふさわしい町名地番が定められた。

- ・世田谷区成立に伴う区役所の位置決めにあたり、人口、財政規模とも最大だった世田谷町が合併問題で中心的な役割を果たすのは自然なことだった。また、区の名称は世田谷に、区役所は世田谷町役場にと主張した。松沢村も位置関係からか終始世田谷町側に立っていたようである。
- ・駒沢町は、区域の中心点は三軒茶屋だから、三軒茶屋に区役所を置くべきだと主張した。
- ・一方玉川村は、世田谷区への統合そのものに激しく反対した。新設の区役所に行く地理上・交通上の不利もさることながら、玉川村だけで一区を形成したいという希望であった。
- ・昭和7年7月1日に若林5丁目の旧世田谷町役場に新区役所が発足し、昭和14年11月に、現在の場所に移った。
- ・区役所が開設されたとき、交通上の配慮から、旧玉川村全域と旧駒沢町の深沢・新町を所轄区域とする玉川派出所が設置された。戦時中は、この派出所が防空体制上の見地から本所とほぼ変わらない機能をもつ半独立的支所になった。このような経緯もあって、玉川村独立問題は戦後に再燃し、玉川区設置運動が熱心に行われることとなる。
- ・周辺5郡の82町村を合併し「大東京市」が実現する過程において、北多摩郡に属する砧村と千歳村は特別な位置を占めていた。



東京市と世田谷区の成立 (世田谷区 1976)

- ・昭和 6 年に、砧村と千歳村は、単独東京市編入運動を展開し、「大東京都市編入陳情書」を東京市長に提出した。しかし、この運動は、八王子市三多摩郡東京市区域編入期成会の猛烈な反対にあって一時影をひそめざるをえなかった。
- ・昭和 2 年に小田急線が開通し、祖師ヶ谷大蔵付近にも住宅地や商店街ができ、砧村喜多見には成城学園都市の高級住宅が建ち始め、昭和 6 年に設立されたトーキーの録音会社は 7 年 P C L 映画製作所（東宝映画砧撮影所）となり、新しい文化の担い手然とした姿をみせるようになった。
- ・東京との関係がますます深くなっていく情勢を背景に、砧・千歳両村は粘り強く市域編入運動を展開し、昭和 10 年 6 月には世田谷区とともに編入実行委員会を結成。翌 11 年 10 月 1 日、東京市への編入を勝ちとり、世田谷区に帰属することになった。これに伴い、祖師ヶ谷大蔵駅近くに区役所砧派出所が新設された。
- ・戦後、昭和 23 年に区役所庁舎が再建された。また、砧派出所は支所に昇格し成城町に、玉川支所は玉川等々力町のそれぞれ新庁舎に移転した。

3 自治権拡充に向けて

昭和 22 年、新憲法の下に制定された地方自治法により、東京の区は「特別区」と呼ばれ、特別地方公共団体ではあるが憲法上の地方公共団体として、また都における基礎的地方公共団体として、一般の市に準ずる地位が与えられた。

しかしながら、現実には本来区が行うべき多くの事務が都に留保され、事務の移譲や財源を巡り都区の間に紛争を生じることとなった。

【昭和 27 年地方自治法改正】

- ・大都市行政の統一的、効率的運営を図ることを目的に、昭和 27 年に地方自治法の一部改正が行われた。
- ・特別区を都の「内部的団体」とするとともに、区長公選制をも廃止した。
- ・特別区の手務も制限列挙され、それ以外の事務は都が処理することとするなど、特別区の自治権を大きく後退させるものであった。

【昭和 39 年地方自治法改正】

- ・東京オリンピックに伴う都市基盤整備の要請のなかで、人口、産業の過度の集中から都政の行き詰まりが叫ばれるようになった昭和 37 年、第 8 次地方制度調査会は、都のジムを大幅に特別区に移譲することなど、都と特別区の制度の合理化を求める答申を行った。
- ・この答申を受けた昭和 39 年地方自治法改正では、福祉事務所の遺憾などの事務移譲や税制面においても、地方税法に「特別区税」が法廷されるなど、特別区の手務権能、財政自主権が強化されることとなった。
- ・事務移管後、民生費の増大によって区の財政の歳出が増大し、世田谷区は、昭和 39 年には 23 区内で最高額を納付する区であったのが、昭和 40 年には交付区に転じたのである。この時期の手務事業の増加と財政状況の変化を如実に示している。

- ・世田谷区は以降、納付区に転じたり交付区になったりという境界線あたりの財政状況であったが、しだいに納付区になっていった。

【昭和 49 年地方自治法改正－区長公選制復活－】

- ・準公選条例が中野区で成立するなど、区長公選の実現に向けた運動がおこり、世田谷区も例外ではなかった。条例こそ成立しなかったが、区長公選を求める運動が消滅してしまっただけではなかった。
- ・昭和 47 年に入って運動は活性化し、「自治権をひろげる世田谷区民の会」が結成された。結成大会では、各党区議、各界代表、区民などが参集した。この運動の特徴は、前年に区議会で準公選制に否定的態度であった会派も加わっていることから分かるように、超党派だったことである。
- ・昭和 49 年、地方自治法の改正が行われ、念願の区長公選が実現するとともに、都からの配属職員制度は廃止され区長の人事権が確立した。
- ・また、特別区の事務権能も、区の制限列举が逆転し、都の事務を制限することになり、特別区は市と同等の扱いとなるとともに、保健所等の事務移管が行われた。
- ・この改革は、特別区の自治権を確立するうえで、画期的な改革ではあったが、都の内部団体的性格は改めらず、また財政面などで特別区が自主性を十分に発揮しにくい仕組みが残された。
- ・昭和 50 年 4 月 27 日、24 年ぶりに復活した公選制による区長選挙が行われ大場啓二が当選した。

【平成 12 年地方自治法改正】

- ・自治権拡充のため長年取り組んできた運動などにより、特別区制度改革が平成 12 年 4 月に実現した。
- ・この改革は、第 22 次地方制度調査会の「都区制度改革に関する答申」を踏まえ、大都市の一体性・統一性の確保に配慮しつつ特別区を法律上明確に「基礎的な地方公共団体」と位置付けるとともに、特別区の自主性・自律性を強化し、住民に身近な事務を都から特別区へ移譲することを三位一体として実施されたものである。
- ・この時の主な改正は以下のとおり
 - ①「基礎的な地方公共団体」の位置づけ
 - ②自主性・自立性の強化（内部団体的な特例の廃止）
 - ③清掃事業、教育委員会の事務、保健所設置市の都留保事務などの移譲

4 世田谷区の人口の推移

人口、総世帯数ともに 23 区中第 1 位。都心に近く交通の便のよい良好な住宅地としての性格が強く、大正の初めから急激に人口が増加し、市街地化が進み昭和 62 年をピークに減少したが、バブル崩壊後再び増加傾向に転じている。

- ・関東大震災（大正 12 年）を契機に、都心からの人口流入が増加した。
- ・都心に通勤する労働者向けに、私鉄各線が整備されると同時に住宅地整備が行われた。

- ・大正から昭和にかけて、第一次産業（農業）を主として従事する旧中産階級の住民層を、会社や官庁、学校などの組織に雇われている新中産階級の住民層が数において上回った。
- ・戦後における人口膨張は、最初の段階は東京全体が地方の人口を吸収して急速に膨張する時期（昭和 20 年代）と、第二段階は、都全体の人口増加はゆるやかとなり都の内部で人口移動が発生する時期（昭和 30 年代）がある。
- ・この時期、農地が激減する。（昭和 28 年 1,855 ヘクタール、昭和 43 年 659 ヘクタール）
- ・人口急増による、小中学校整備、保育園・幼稚園増設、ゴミ・し尿対策など行政として急務の課題解決に追われた。
- ・東京オリンピック開催に伴う関連道路（玉川通り、環状 7 号線、世田谷通り）整備の後、環状 8 号線、東名高速道路、首都高速 3 号線、中央高速道路など交通基盤の整備による交通アクセスの利便性が高まり、更に住宅都市としての価値があがり、人口増加の要因となった。一方で、公害問題が発生した。
- ・新玉川線が昭和 52 年に開通すると、それまでも私鉄（京王線、小田急線、目蒲線、井の頭線）の整備に連動して住宅街が整備され人口が増えてきたが、更に拍車がかかった。
- ・いわゆるバブル期になると、交通アクセスの良さに加え、恵まれた緑と水による住環境の良さ、高級住宅街というイメージにより地価が高騰し、人口増はピークを向かえ、微減していく。
- ・バブルが崩壊すると、大学跡地や農地をはじめとする宅地開発により、大規模なマンション整備が行われ、再び人口増加が始まる。
- ・良好な住宅環境を求め、出産期を迎えるファミリー層の流入が多く、年少人口が増え、地縁の少ない子育て世帯への子育て支援策、保育サービス待機児解消などの課題も山積している。
- ・大正期より世田谷区は、人口の社会増による、旧来からの住民と転入してきた新たな住民との融合を繰り返しており、その度に行政施策よりも住民活動による課題解決を行う傾向が強い。

5 住宅都市としての特徴

公園や緑地、国分寺崖線などまとまりのある緑や、東京唯一の渓谷である等々力溪谷など多様で良好な緑や水に恵まれた住宅都市である。

- ・関東大震災（大正 12 年）の翌年、烏山松葉山が浅草や築地、麻布など東京の中心部からの寺院の移転先となり、烏山寺町が形成される。
- ・高級住宅地（田園調布、成城学園）が形成され、みどりが豊かであり、水辺に恵まれた住環境を保全するという住民意識が、高度成長期の公害問題に対する住民運動、その後のまちづくり活動において伺える。
- ・住宅都市世田谷が確立しつつあった昭和 40 年代は、高度成長期の矛盾が顕在化し、区民、行政双方から積極的な対応が見られた時代である。この過程をとおして「世田谷

区民」としての意識が区民に浸透していく。第5回区民意識調査にて、区民としての自負をもつかとの問いに、もっている60.1%、時々もつ16.4%となっている。

- ・下北沢や三軒茶屋は、交通の要所であり、商店街も発展しており、都心とは違う若者の街としての特徴がある。
- ・駒沢公園、砧公園、蘆花恒春苑等大規模な都立公園や、世田谷公園、羽根木公園等大規模な区立公園による豊かな緑を要する。また、中小河川を暗渠にした上部を緑道にしたり、個人所有の市民緑地を含むまとまった緑地を区内各所に整備したりするなど、緑の保全がなされている。この豊かな緑が世田谷区の良い住宅地というイメージに寄与している。
- ・一方で、旧来からの農地は減少しているものの、ぶどう狩りを区内で楽しめたり、地場野菜を購入することができたり、23区内ではあるものの、農地とのふれあいを持つことが出来る。
- ・東京唯一の渓谷である等々力渓谷や、多摩川をはじめとする水辺、国分寺崖線に代表される自然に恵まれている。この保全には、区民、事業者、区の協働のもとあたっている。特に等々力渓谷は、地元区民による保存会の活動による所が大きい。

6 世田谷区役所の主な政策展開と実績

- ・区民参加による行政の進展がみられるなか、昭和53年6月「基本構想」が採択され、これを受けて区では昭和54年4月に「世田谷区基本計画—福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷」を策定した。居住環境の整備に重点を置いていること、特に、福祉や文化行政を含めた施策により、ソフト面のまちづくりを進めようとしていることに特徴がある。また、住民参加の姿勢が貫かれていることも大きな特徴である。
- ・特別区制度改革に対する活動は早くから区民を巻き込んで熱心に行われており、「世田谷“市”実現」「世田谷独立宣言」キャンペーンを展開してきた。
- ・地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進などの重要課題に取り組むため、本庁を全区的中枢管理機関と位置付け、5か所の総合支所を整備し、地域行政を展開している。全区（本庁）、地域（総合支所）、地区（出張所）
- ・人口の流入による変化への対応として、先駆的内容の条例を多々制定しており、区民、事業者、区の役割を明確にし、同じ課題認識のもと共に課題解決にあたらうとしている。

7 主な出来事

(1932) 昭和 7 年	世田谷区誕生
(1947) 昭和 22 年	地方自治法施行、特別区となる
(1952) 昭和 27 年	地方自治法改正、区長の公選制廃止、選任制になる
(1975) 昭和 50 年	地方自治法改正、区長公選制復活 特別区自治権拡充
(1978) 昭和 53 年	世田谷区基本構想議決
(1982) 昭和 57 年	街づくり条例制定
(1985) 昭和 60 年	平和都市宣言
(1990) 平成 2 年	住宅条例制定
(1991) 平成 3 年	地域行政制度発足、5 総合支所開設
(1994) 平成 6 年	区民農園条例制定、環境基本条例制定 世田谷区基本構想議決
(1995) 平成 7 年	リサイクル条例制定 福祉のいえ・まち推進条例制定
(1996) 平成 8 年	地域保健福祉推進条例制定 保健福祉サービス苦情審査会発足
(1997) 平成 9 年	ポイ捨て防止等に関する条例制定
(1998) 平成 10 年	風景づくり条例制定
(2000) 平成 12 年	特別区制度改革（清掃事業の区移管等）
(2001) 平成 13 年	子ども条例制定
(2002) 平成 14 年	安全安心まちづくり条例制定
(2005) 平成 15 年	国分寺崖線保全整備条例制定
(2006) 平成 16 年	災害対策条例制定、健康づくり推進条例制定 文化及び芸術の振興に関する条例制定
(2007) 平成 17 年	出張所窓口土曜開庁 5 箇所開始

2. 現在の社会状況、今後の社会動向

1 国民生活の変化

【3・11後の国民の意識の変化】

都市化の進展と共に、わが国の国民の生活は、様々な生活課題を専門的に処理するシステム（水道、ガス、電気などの生活インフラ、自治体の廃棄物処理システムなど）に依存する、都市的生活様式へと傾斜していった。人々は助け合いによる生活課題の解決を必要としなくなり、人と人とのつながりは急速に希薄になっていった。

しかし、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災と、その後の福島第一原発事故は、許容量を越えた自然災害に対する既存のシステムのもろさや、災害時に頼りになるのは人と人との助け合い以外にないこと、いざというときに自ら判断し行動する能力を奪うことなど、専門処理システムへの高度依存がもたらす負の側面を明らかにした。これにより、国民の間に、依存からの脱却、人と人とのつながり、自分で考え判断することを重視する意識が広がっている。

今後、生産年齢人口が減少し、社会経済の規模が定常化していく中で、成熟した市民が共に築き、共に運営する新たな社会づくりを目指さなくてはならない。そのためには、人々のシステム依存からの自立と、相互に協働し支えあう生活様式の発展が重要になってきている。

【人口減少社会の到来、高齢化の急速な進展と家族形態の変容】

平成23（2011）年3月に起きた東日本大震災による死者が約1万6千人にのぼり、また、震災以降、日本国外へ出国する外国人が増えたことなどが影響し、対前年比で総人口は26万人減少した。

国立社会保障・人口問題研究所によると、平成22（2010）年以降、総人口は減少し続けるとみられている。平成42（2030）年に1億1,662万人、平成60（2048）年には1億人を割って9,913万人となり、平成72（2060）年には8,674万人と、平成22年の7割弱まで落ち込むと推計されている。

また、少子高齢化が急速な進展により、老年人口（平成65歳以上）の総人口に占める割合は、平成22（2010）年には23.0%と世界で最も高くなっている。今後のこの傾向は急速に進み、特にいわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる平成37年（2025年）には国民の3分の1が後期高齢者となり、平成47年（2035年）頃に後期高齢者の数が最も多くなると推計される。同時に、少子化や晩婚化、未婚化を背景として、夫婦のみ世帯や、一人暮らし世帯が急速に増加し、家族で支えあう生活が成り立たなくなる世帯が増えていく予想される。

このような、人口減少とそれにとまなう高齢化の更なる進行に対応した、様々な対策を進めることが求められる。

【「地球にやさしい」意識に変化】

わが国の国民意識をみると、近年になるほど地球温暖化への意識も高まりつつあり、国民生活の中でも省エネ製品が積極的に導入されるようになった。

また、持続可能な社会を実現していくために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、循環型社会を構築する動きとして3R(リデュース、リユース、リサイクル)の概念が一般的に広まり、ごみの減量化、資源の再利用化が進んでいる。

さらに、平成23(2011)年の東日本大震災の影響により節電意識が高まっており、環境負荷軽減への意識は一層強まる傾向にある。

【地球温暖化への取組み】

平成9(1997)年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、平成17年(2005)年に発効した。この中で日本は、平成20(2008)～24(2012)年の5年間(第一約束期間)において、温室効果ガス排出量削減を基準年(平成2(1990)年)に対し6%削減することが義務づけられた。

しかし、先進国のみ削減義務を負わせている、温室効果ガス排出量1、2位のアメリカと中国が参加していない等、先進国と途上国との間で意見の違いが埋まらず、新しい枠組みは決まっていない。日本は京都議定書の延長に反対する姿勢を崩さず、新しい枠組みが決定するまで、自主的な取組みを継続する立場を表明した。

世界で排出された二酸化炭素は2011年に前年比3.2%増の316億トンを増え、過去最高を記録した。中国やインドなど新興国の排出量が世界全体の排出量を押し上げた。先進国の排出量は減少傾向にあるものの、日本は11億800万トンとなり、前年比2.4%伸びた。東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の事故をきっかけに、日本の原発が相次ぎ停止し、電力の不足分を火力発電で代替したため、排出量が増加した。

地球温暖化対策として、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を減らすことから一歩進んで、二酸化炭素の排出そのものが少ない「低炭素社会」をめざした取組みが加速化しており、省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの導入拡大が重要となっている。

【協働の意識の高まり】

個人の価値観の多様化にともない、公共サービスに対する社会的ニーズも多様化してきた。このようななかで、行政だけで公共サービスを担うのではなく、行政とNPOや事業者との「協働」によって社会的ニーズに対応していくことが求められている。

わが国では、平成7年の阪神淡路大震災での市民によるボランティア活動を一つの契機として、これまでの町内会などの地縁型のコミュニティに加えて、ある特定のテーマについての解決をめざすNPOなどのテーマ型のコミュニティの活動が活発化してきた。認証を受けたNPO法人は全国で4.5万(平成24年時点)にのぼる。また、市民の中では心の豊かさや地域社会への貢献を重視する人が着実に増加してきており、これらを背景として、市民の行政との協働によるまちづくりへの参加意識が高まっている。

【ボランティア、寄付】

東日本大震災により、災害救援・復旧・復興の分野へボランティア等への参加経験者

は増加し、特に寄付については大幅に増加した。

しかし、寄付行為を指標化して世界 153 か国を比較評価している World Giving Index 2011—世界寄付指数（過去 1 か月間について①団体に寄付したか②団体にボランティアしたか③助けを必要としている見知らぬ人を助けたか）をみると、わが国は 105 位と先進国でも低位となっており、欧米と比較してボランティア行為はあまり活発ではない。

【国民生活の幸福度】

経済協力開発機構（OECD）で作成している「よい暮らし指標（Better Life Index）」では、日本は 36 か国中、21 位。指標 11 項目中、「安全」が 1 位、「教育」が 2 位、「収入」が 6 位で上位となっている。一方、「ワークライフバランス（仕事と生活の調和）」が 34 位、「健康」が 29 位、「生活の満足度」が 27 位で低位となっている。

「幸福度」の評価指標は客観的に把握できるものと主観的なものがあるが、日本は主観的指標においてスコアが低く、順位を下げている。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

社会的・経済的環境やライフスタイルが多様化する中、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が増加した。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっている。それらの解決に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、官民一体となって取組みを進めている。

育児に積極的に率先して行う男性「イクメン」が増えている。育児・介護休業法が改正され男性も育児休業が取りやすくなったが、収入が減る、評価が下がるといった理由で抑制もかかり、まだ少ない現状にある。

また、様々な理由から生きづらさを感じたり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が増えている。

【少子化の進行、子育て環境の変化】

平成 23（2011）年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は 1.39 で平成 5 年からの回復ペースは頭打ち、出生数は過去最低で 105 万 698 人となる。第 1 子を出産する平均年齢は 30.1 歳と、初めて 30 歳を超え、晩産化の傾向がみられる。また、平均初婚年齢は男性が 30.7 歳、女性が 29.0 歳と上昇を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。

平成 22（2010）年の国勢調査によると、25～39 歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇し、男性では、25～29 歳で 71.8%、30～34 歳で 47.3%、35～39 歳で 35.6%、女性では、25～29 歳で 60.3%、30～34 歳で 34.5%、35～39 歳で 23.1%となっている。さらに、生涯未婚率（45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値であり、50 歳時の未婚率）を 30 年前と比較すると、男性は 2.60%（1980（昭和 55）年）から 20.14%（2010 年）、女性は 4.45%（1980 年）から 10.61%（2010 年）へ上昇し、未婚化・非婚化が進行している。

子育て世代の家計は年々苦しく、共働き世帯の増加により保育需要が高まっている。また、経済情勢や社会の先行きが不透明であるため、ライフプランを立てづらい世帯も増えており、子育て世帯が出産をためらう原因の一つとなっている。

核家族化や身近な地域のつながりが希薄化し、子どもとふれあう機会が少なくなり子育ての実感が持てないことから、子育てに対する不安感・負担感の高まりや家庭の教育力の低下、子育て家庭の孤立化が懸念されている。

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状のなか、子どもを産み、育てる環境づくりが急務となっている。

【虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）】

児童虐待への取組みは、従来から制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきた。しかし、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は「児童虐待防止法」施行前の平成 11 年度に比べ、平成 22 年度（※東日本大震災の影響により福島県を除く）においては 56,384 件と 4.8 倍に急増し、その内容も複雑かつ深刻なものとなっている。深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待によって子どもが死亡した件数も、高い水準で推移している。また、従来は身体的虐待の割合が最も高かったが、近年はネグレクト（養育の放棄・怠慢）の上昇が著しい。虐待の発見・対応・防止のための環境整備が進められている。

高齢者に対する虐待も深刻な状況にあり、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっている。

2 経済状況の変化、企業の変化

【長引くデフレ】

日本経済は、およそ 15 年もの間デフレーションが続いている。価格の下落、企業収益の悪化、給与の下落、消費の縮小、売上げ減による価格の下落…、という負の循環（デフレ・スパイラル）を続けており、アジア通貨危機、リーマンショック、世界金融危機といった外的要因もあいまって、過去に例を見ない長期間にわたるデフレとなっている。

わが国では、平成 20（2008）年のリーマン・ブラザーズ破綻（リーマンショック）による世界的な景気低迷から回復傾向にあった。しかし、平成 23（2011）年の東日本大震災によって大きな打撃を受け、歴史的な円高の影響を受け引き続き景気が低迷しており、産業活性化に向けた取組みが急がれる状況にある。

【雇用・労働環境】

戦後の雇用環境は、年功序列（年功賃金制度）を基本とした終身雇用が慣例であった。バブル景気終焉後の 1990 年代以降、大企業を中心に、業績・成果主義の賃金制度が取り入れられ、働き方の多様化が進み、派遣や契約労働者など非正規雇用の比率も上昇した。

バブル景気崩壊後の平成不況によって就職氷河期と呼ばれる時代が訪れ、失業が社会問題化した。完全失業率は、平成 20（2008）年のリーマンショック以降の世界金融危機によって、戦後最悪水準の 5.0%にまで悪化し、フリーターやニート（若年無業者）が増

加した。

特に若年層の雇用環境は厳しい。就職は厳しく、非正規雇用の比率も高まっており、失業率は全世代より大幅に高い。若者が職に就けなかったり、低賃金にとどまったりすると、内需の縮小にもつながり、日本の財政や経済力の悪化が危惧される。若年雇用対策の強化が求められる。

現金給与の総額は減少傾向であるなか、非正規雇用やフリーター、ニートの増加などにより所得格差が拡大し、結婚や子育てが困難な人が増え、少子化が一層深刻になる可能性も指摘される。近年では働いても豊かになれない「ワーキングプア」と呼ばれる働く貧困層の存在も指摘される。また、親の収入に基づく教育格差も拡大している。

生活保護受給者数は過去最多の更新が続き、生活保護費の増加が財政を圧迫している。特にリーマンショック以降の厳しい雇用情勢を反映し、就労につながらなかったり、十分な収入が得られなかったり、働ける世代を含む「その他の世帯」の増加が目立つ。収入が最低生活費を下回り、働かない方が得と就労意欲がそがれ、受給者の増加につながっているとの指摘もある。また、生活保護の不適切な受給が社会問題となった。

3 政治、社会体制の変化

【地方分権改革】

平成 11（1999）年 7 月、地方分権一括法が成立し、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られた。

平成の合併が進み、法施行以前の平成 10 年 10 月には全国市町村数は 3,232 市町村で、平成 24 年現在では 1,719 市町村と約半数となった。

平成 18（2006）年 12 月、地方分権改革推進法が成立し、地方分権改革推進委員会からは 4 次わたる勧告がなされ、平成 23 年 4 月には、地域主権改革 3 法が成立した。

【社会福祉基礎構造改革と地域福祉】

戦後の生活困窮者の保護や救済を主なねらいに創られた社会福祉の制度を、「自己責任（自助）と社会連帯」を理念として、「利用者本位の選択する福祉」「社会福祉事業の充実と活性化」「地域福祉の推進」を目的とした新たなしくみへと転換させるため、平成 12（2000）年に社会福祉法の改正等が行われた。戦後構築された措置制度ではなく、個人の尊厳を尊重した利用者の主体的な利用契約制度への移行が図られた。また、地域住民が地域福祉推進の実施主体とされた。

3. 世田谷区の地域像

1 世田谷区の特徴

【巨大都市】

- ・総人口（840,522人）、総世帯数（437,214世帯）は23区中第1位、面積（58.084km²）は23区中第2位で、ともに23区の約1割を占める。人口密度（1km²あたり）は23区のほぼ平均である。（14,742人/km²）

【住宅都市】

- ・建物の敷地として利用されている「宅地」は世田谷区全体の面積の約3分の2を占める。また、住居用地の宅地面積は約50%近くを占めており、増加傾向にある。

（平成8年 46.1% → 平成23年 49.4%）

- ・都市計画法上の用途地域のうち、住居系用途地域が全用途地域面積の9割以上を占めており、第1種低層住居専用地域に限ってみても全面積の半分を超えている。

- ・宅地数、宅地面積は増加し、宅地の平均敷地面積は減少している。特に、200㎡以上の敷地が減少し、150㎡未満の件数が増加する傾向となっており、宅地の細分化が進んでいる。

- ・建物棟数約17万棟のうち、住宅関連で全棟数の9割以上を占める。建物棟数は171,642棟で、23区中第1位となっている。

- ・区内の道路率（区域内に占める道路面積の割合）は17.3%である。

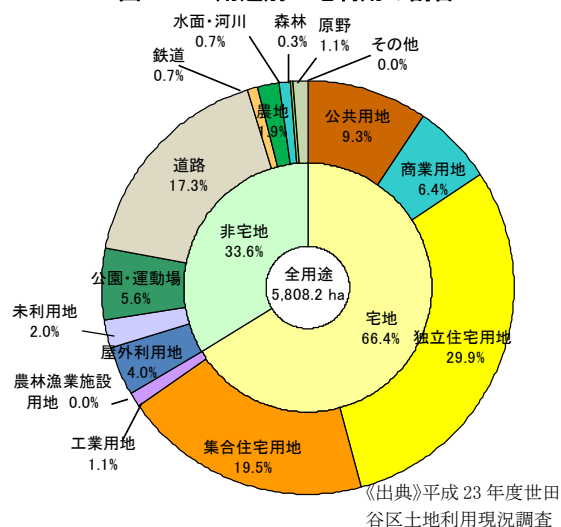
- ・一般に狭あいな道路といわれる幅員4m未満の道路は、634.42km（36.2%）となっている。特に北沢地域では幅員4m未満の道路が45%を占めている。

表3-1 人口、面積、世帯数、人口密度

総人口	840,522人
面積	58.084 km ²
総世帯数	437,214世帯
人口密度	14,742人/km ²

《出典》住民基本台帳(H24.1.1)

図3-1 用途別土地利用の割合



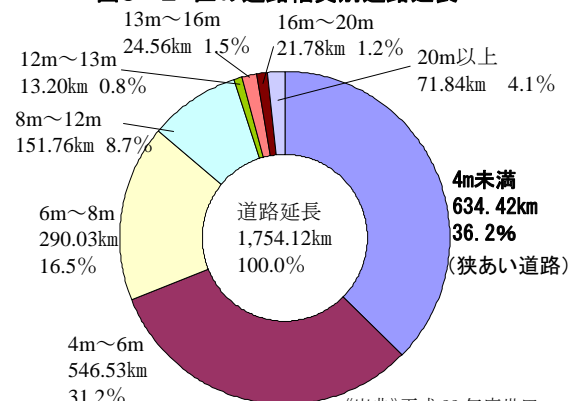
《出典》平成23年度世田谷区土地利用現況調査

表3-2 宅地面積、建物棟数等

	平成8年	平成23年
宅地面積(㎡)	37,321,223	38,572,299
全建物棟数	154,935	171,642
集合住宅棟数	29,177	33,367
専用独立住宅棟数	100,370	114,916
専用住宅宅地数	95,146	109,787
平均敷地面積(㎡)	183.9	158.0
200㎡以上の敷地数	27,368	23,163
150㎡未満の敷地数	50,745	68,960

《出典》世田谷区土地利用現況調査

図3-2 区の道路幅員別道路延長

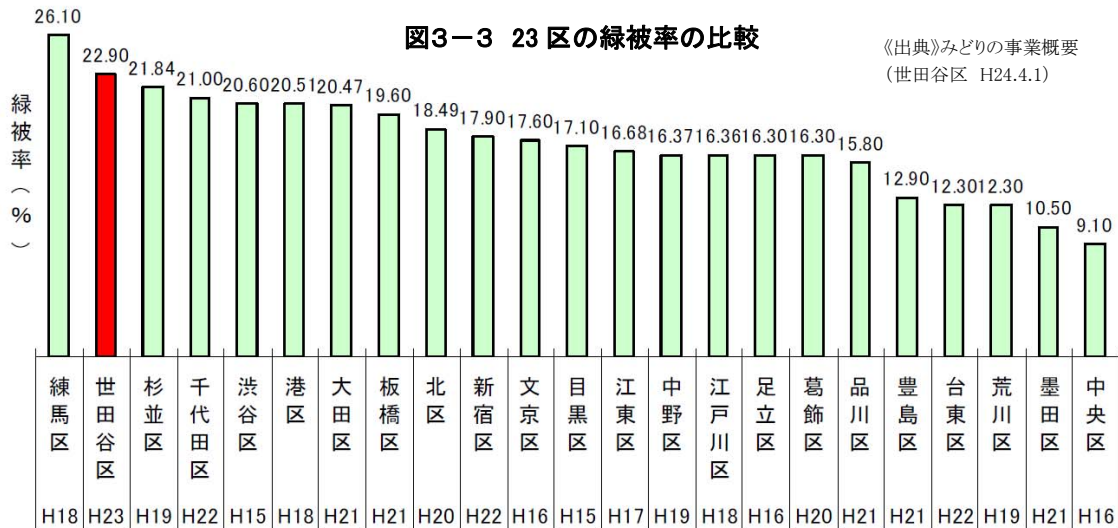


《出典》平成23年度世田谷区土地利用現況調査

- ・昼夜間人口比率（常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は、90.8%で、都区部より低い。（23 区 130% 都区部平均 118.6%）
- ・通勤者は 108,071 人の流出超過となっており、区内就業率は低い。（国勢調査（H17））

【みどりの多い都市】

- ・23 区中、3 分の 2 の区が緑被率 20%を下回る中、世田谷区の緑被率は 22.89%（平成 23 年度調査）であり、練馬区に次ぎ、緑に恵まれている。



【地域特性】

- ・人口密度は、最も高い世田谷地域と最も低い砧地域で、1.7 倍程度の開きがある。
- ・高齢化率はかつてほどの地域差はなくなりつつあり、総じて高齢化が進んでいる。
- ・持ち家率は、玉川地域が最も高い。全区平均は 45.3%で、30%台であった平成 7 年当時よりも伸び、都区部全体の持ち家率（44.2%）を上回るようになった。

表3-4 5支所地域の主な統計データ

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
① 人口	230,165	140,541	208,487	151,803	109,526
② 人口密度(1 km ² あたり)	18,663	16,257	13,179	11,190	14,187
③ 世帯数	127,180	79,836	102,613	70,944	56,641
④ 1世帯あたり人数	1.81	1.76	2.03	2.14	1.93
⑤ 高齢化率(%)	18.3	19.5	18.5	18.5	19.7
⑥ 平均敷地面積(m ²)	212.4	198.9	260.3	292.9	267.8
⑦ 利用容積率(%)	149.4	120.1	129.2	112.5	116.8
⑧ 利用建ぺい率(%)	50.2	47.8	46.7	42.2	42.7
⑨ 持ち家率	45.0%	39.0%	52.6%	47.8%	42.3%
⑩ 生産緑地面積(m ²)	50,772	45,902	257,403	392,454	256,075
⑪ みどりの率(%)	17.48	18.68	26.49	34.99	27.69

《出典》①～⑥は世田谷区統計書（平成 24 年 1 月 1 日の住民基本台帳人口）、⑦⑧は世田谷区土地利用現況調査（H23）、⑨は国勢調査（H22）、⑩は都市計画課の生産緑地のデータ（H23）による

2 世田谷区の変化

【都市化の進行】

- ・人口は平成に入り減少傾向にあったが、「高級住宅街～世田谷」のブランドイメージを持ちながら、農地が宅地へと変わり、また、大型マンション開発により、人口は増加傾向にあり、都市化が再び進展してきている。
- ・緑被率は減少傾向にある（平成 18 年 24.01% → 平成 23 年 22.89%）。また、農地面積の減少が著しい。（平成 2 年 252.65ha → 平成 22 年 125.83ha）

【外国人の増加】

- ・外国人登録人口が増加し（平成 7 年 13,752 人 → 平成 24 年 15,686 人）、区民に対する比率もわずかに上昇している。（平成 7 年 18% → 平成 24 年 19%）
- ・外国人登録者の数は、23 区では 9 位である。しかし、人口に占める割合は 1.8% で 23 区中最も低い。近年、中国人が増加し、米国人が減少している。

【区民意識調査にみる区民の意識の変化】

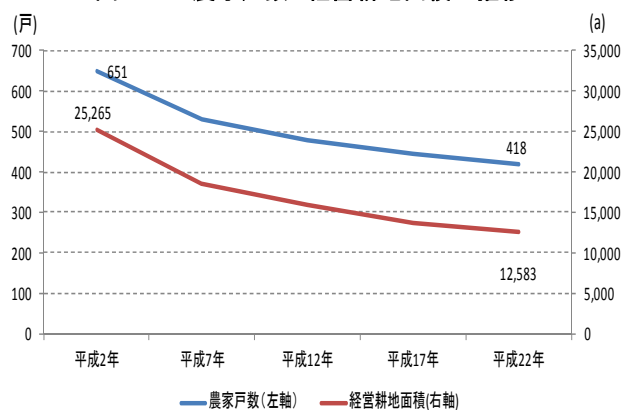
- ・地域における日常生活での困りごとでは、「道路が狭くて危険」「車など交通が激しい」「カラス等の鳥獣による被害」が上位にあげられるが、「放置自転車がなくて迷惑」と回答する人は減っている。

表3-6 区民意識調査比較(平成7年、平成23年)

	1位	2位	3位	4位	5位
平成7年度 (n=1,543)	放置自転車が 多くて迷惑 26.3%	騒音や振動が 気になる 19.2%	道路が狭くて 危険 18.9%	犬、猫などの ペット公害、カ ラスなどの被 害 18.5%	車など交通が 激しい 18.3%
平成23年度 (n=1,314)	道路が狭くて 危険 24.6%	車など交通が 激しい 16.8%	カラスなど鳥獣 による被害 16.0%	特にな い 14.8%	住宅が密集し すぎている 14.0%

- ・現在の暮らしに「満足している」人、世田谷区は「住みやすい」と思う人、これからも世田谷区に「住みたいと思う」人の割合は、平成7年度よりも若干増えている。都全体と比較しても定住意向は高い。「定住理由」に大きな変化は見られないが、「非定住理由」に経済的負担の高さが挙がる。

図3-4 農家戸数と経営耕地面積の推移



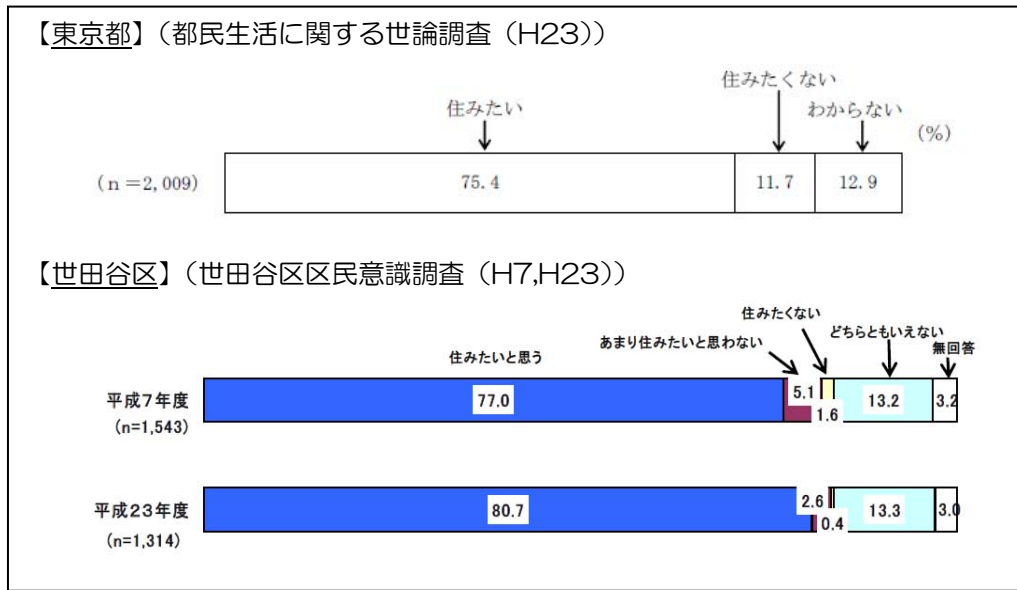
《出典》農業センサス(H22)

表3-5 外国人登録者数と23区での位置

順位	区名	外国人登録者数(人)	各区総人口に占める割合
1	新宿区	33,568	10.3%(1位)
:	:	:	:
9	世田谷区	15,686	1.8%(23位)
:	:	:	:
23	千代田区	2,637	5.5%(6位)
	23区合計	339,448	

《出典》外国人登録データ(H24.4.1)

図3-5 住民の定住意向



【財政状況の変化】

- ・区の主要な収入源の税収、特別区交付金は、近年の景気動向等を反映して落ち込み、基金（貯金）の取り崩しと起債（借金）で財源不足を補っている。
- ・税収等が減少する中で、行政需要はますます膨らんでおり、平成元年と比較した場合、平成23年度の高齢者関連経費は約5倍、子ども関連経費は約8倍、生活保護費は約3倍に増えている。一方、土木費は約半分となっている。

図3-6 主な収入(特別区民税・特別交付金)の推移

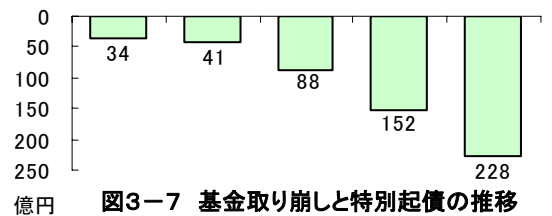
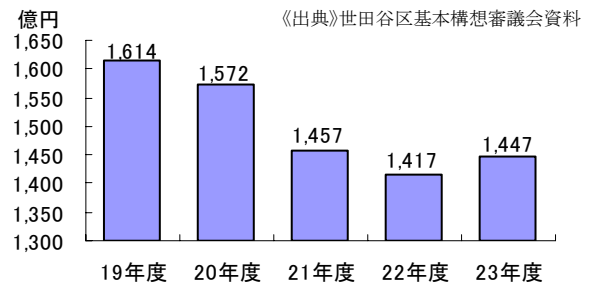
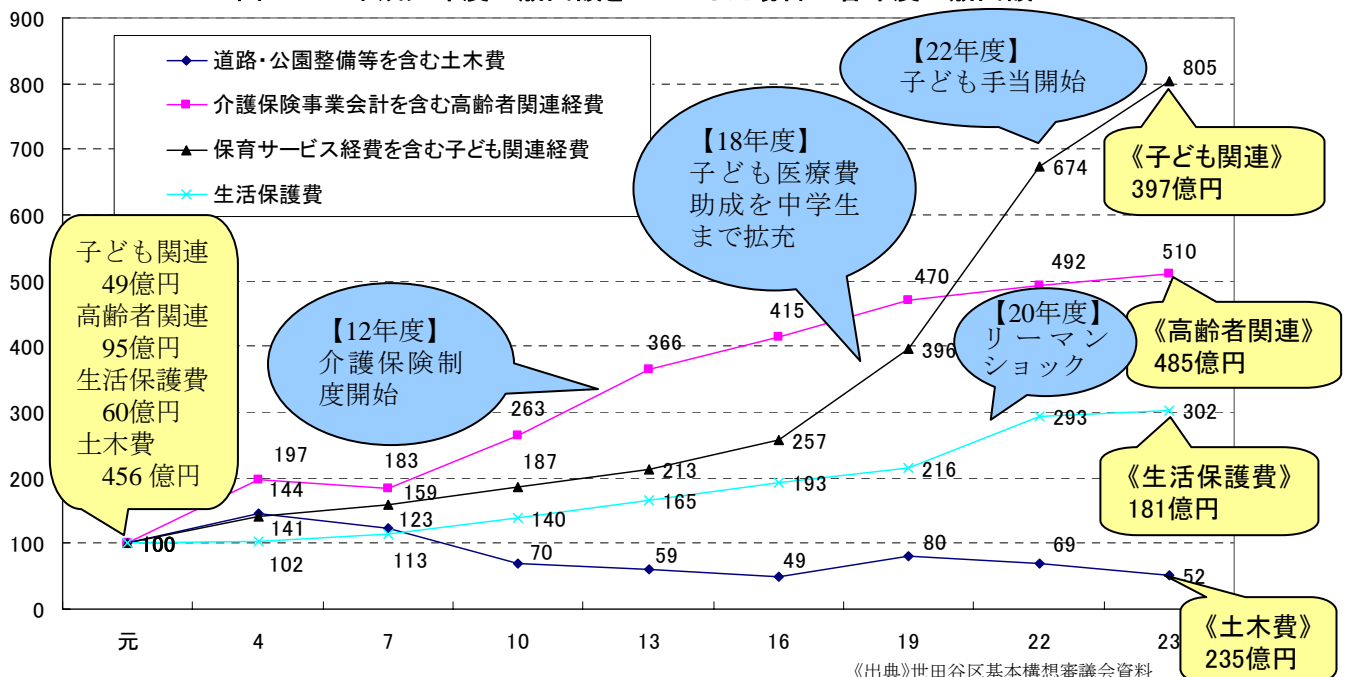
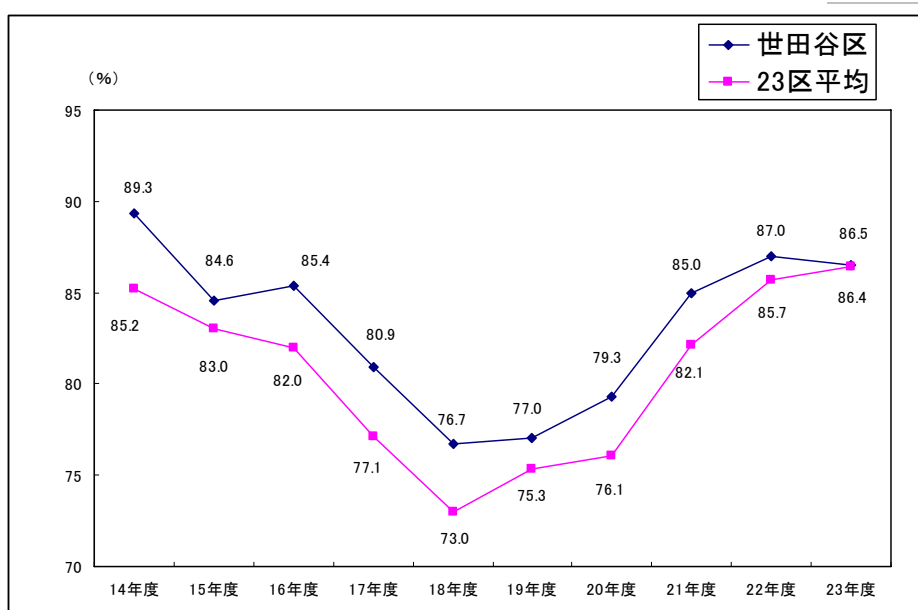


図3-8 平成元年度の歳出額を100とした場合の各年度の歳出額



- ・ 経常収支比率は、長引く不況の影響もあり、平成 19 年度から徐々に上昇し、財政状況の硬直化が進んでいる。

図3-9 経常収支比率の推移



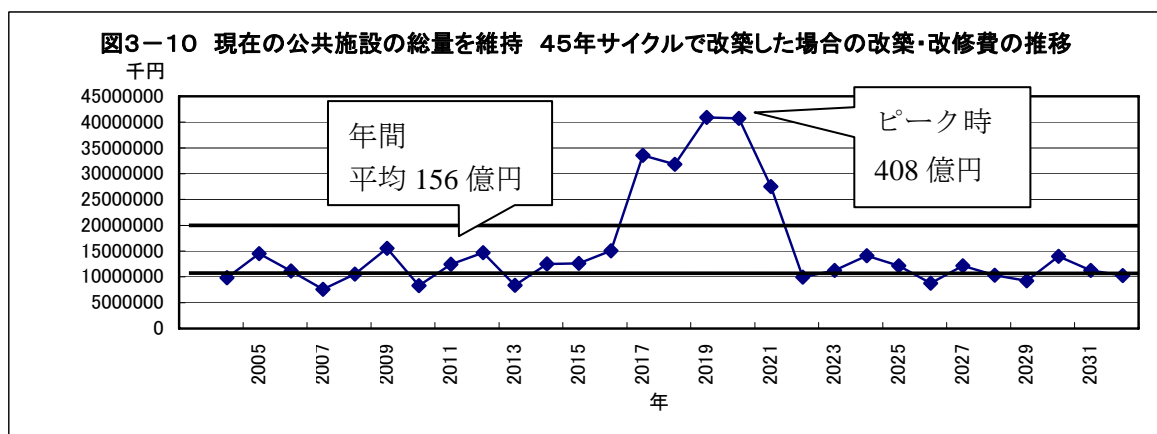
	(%)									
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
世田谷区	89.3 (89.3)	84.6 (86.4)	85.4 (87.2)	80.9 (82.5)	76.7 (76.7)	77.0 (77.0)	79.3 (79.3)	85.0 (85.0)	87.0 (87.0)	86.5 (86.5)
23区平均	85.2 (86.0)	83.0 (84.0)	82.0 (82.9)	77.1 (77.8)	73.0 (73.2)	75.3 (75.3)	76.1 (76.1)	82.1 (82.1)	85.7 (85.7)	86.4 (86.4)

※一般財源収入(分母)に減税補てん債起債額等を含めた数値。()は、含まない場合の数値。

※「23区平均」の23年度数値は、決算統計速報値による。

《出典》世田谷区の財政状況(H23)

- ・ 公共施設等（昭和 30 年代（1955～64）の建築物を中心とする施設）の老朽化が進んでおり、今後、平成 44 年度までに、総額 2,700 億～3,000 億円の負担となる。



《出典》世田谷区公共施設整備方針

【その他の変化】（世田谷区統計書より）

- ・ 区内事業所数は、減少している。（平成 11 年 28,410 → 平成 21 年 24,766）
- ・ 交通事故減少（平成 7 年 3,605 件 → 平成 23 年 3,033 件）
- ・ 自動車台数減少（平成 7 年 316,551 台 → 平成 23 年 277,087 台）
- ・ 刑法犯認知件数減少（平成 7 年 14,616 件 → 平成 22 年 9,599 件）
- ・ 火災発生件数減少（平成 7 年 333 件 → 平成 22 年 251 件）

3 地域社会の状況

【この間の変化】

- 区立小学校の児童数は、6～11歳人口の増加にあわせて、増加している。区立中学校の生徒数は、12～14歳人口の減少以上に減少しており、区立離れがすすんでいる。

図3-11 区立小学校児童数の推移

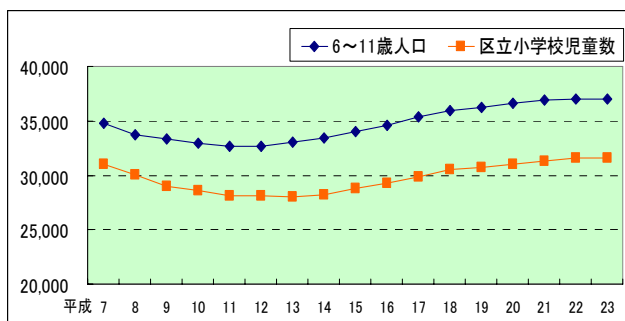
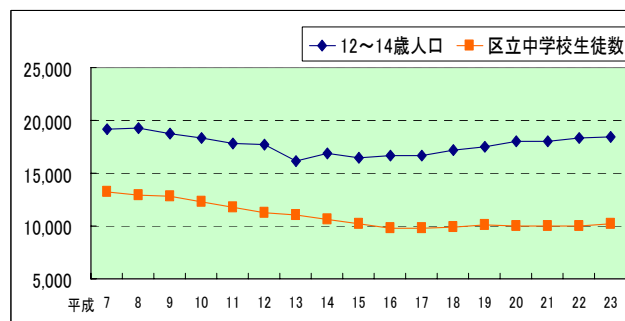
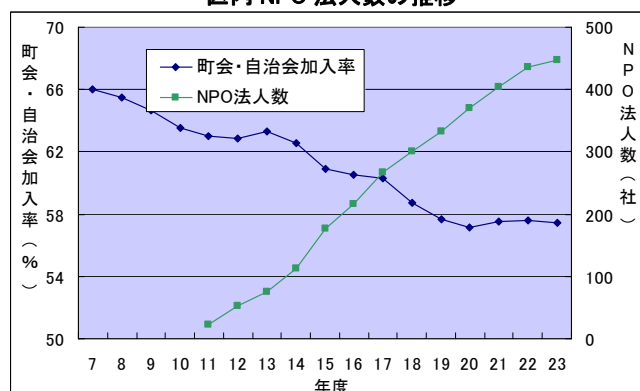


図3-12 区立中学校生徒数の推移



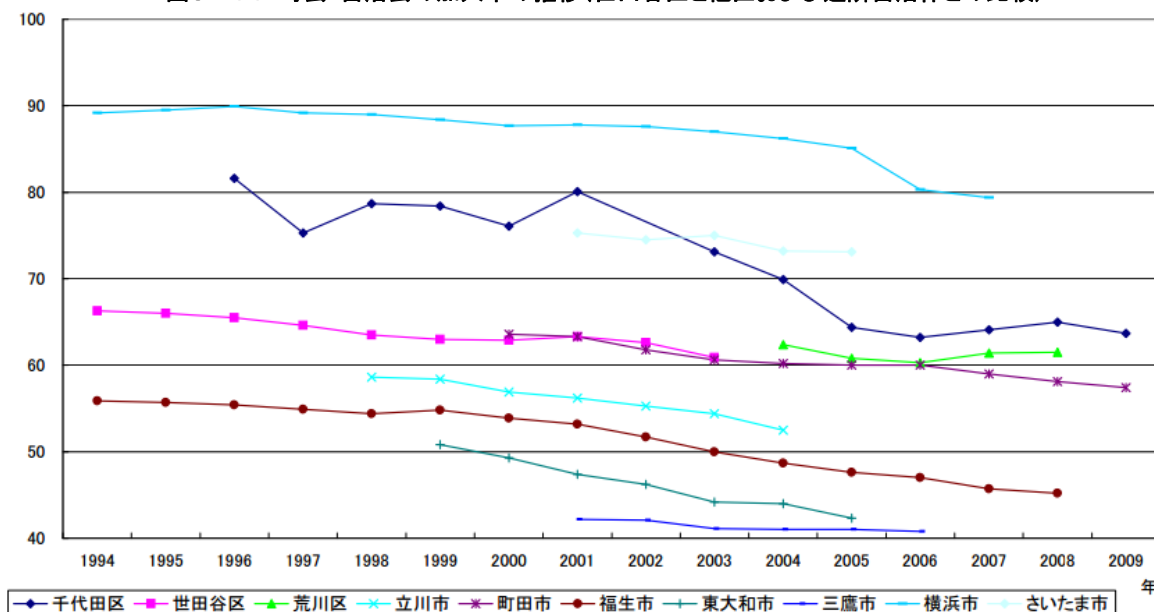
- 町会・自治会の加入率は低下し、役員メンバーの高齢化・固定化が進んでいる。
(平成7年 66% → 平成23年 57.5%)
また、地域活動の担い手が不足している。一方、NPO法人数は制度が始まって以降、一貫して増加しており、23区の中でも上位にある。(平成23年 447)
- 町会・自治会の加入率は、他区及び近隣自治体と比較すると中位にある。

図3-13 町会・自治会加入率および区内NPO法人数の推移



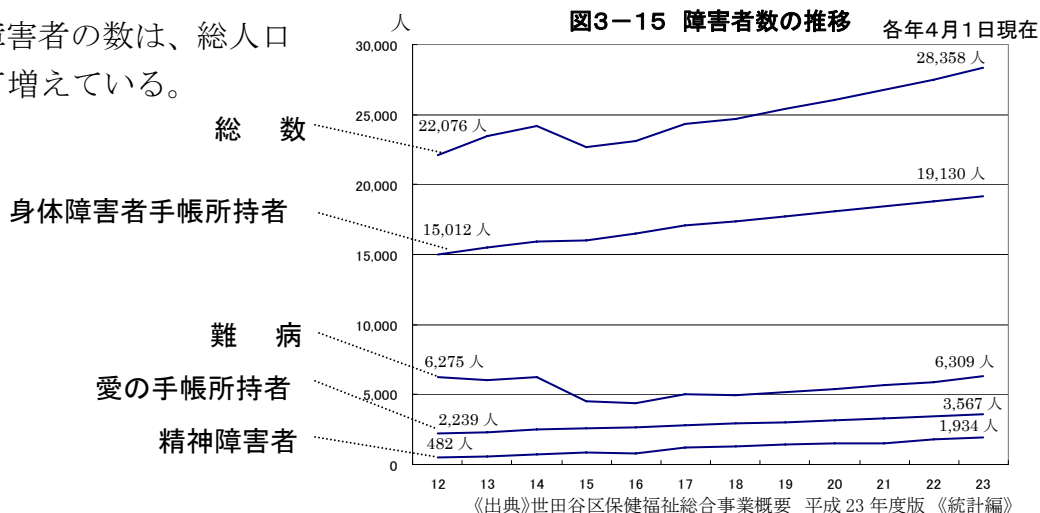
《出典》世田谷区基本構想審議会資料

図3-14 町会・自治会の加入率の推移(世田谷区と他区および近隣自治体との比較)

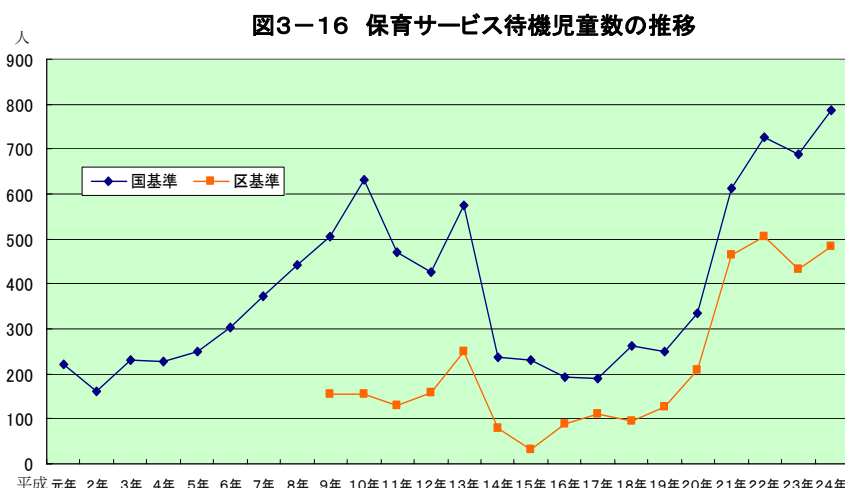


《出典》東京都「第1回東京の自治のあり方研究会資料」(平成21年)

- 区内に居住する障害者の数は、総人口の増加に比例して増えている。



- 両親共働きの家族が増加し、保育需要が高まっている。保育施設などの整備により、保育サービス受入数を増やしているが、保育サービス待機児は増加している。保育サービス待機児童数は、23区の中で最も多い。



◆平成9年 「保育を必要としながら、何の保育サービスを受けていない者」を「保育サービス待機児」と定義した

◆平成14年以降 新定義による算出に変更する

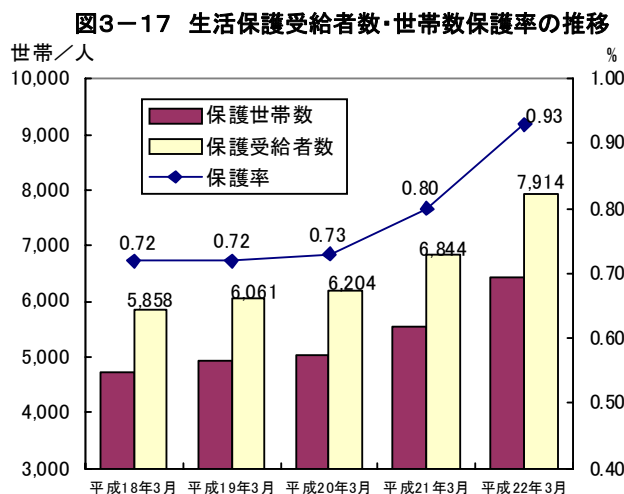
【国基準】以下の児童を新たに除く

- ・保育室、保育ママ等、地方単独保育施設で保育されている児童
- ・他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童

【保育サービス待機児】以下の児童を新たに除く

- ・自宅から通える範囲に利用可能な保育施設がありながら利用していない児童
- ・一時保育サービス等により対応すべき児童

- 生活保護受給者は、厳しい経済・雇用情勢を反映し、急増している。



- 区内ごみ収集量は、平成12年に資源回収が区に移管されて以降、減少を続け、また、一人一日あたりのごみ排出量も減少傾向にある。資源回収量は増加し、リサイクル率は20.1%である。

4 データにみる住民像

【人口構成（年齢、男女等）】

- ・人口は平成8年以降増加を続けている。（平成7年 762,007人 → 平成24年 840,522人）
- ・年齢3区分の人口構成比は、生産年齢人口の構成比は下がり、老年人口の構成比は上がっている。年少人口はほぼ変わらない（平成16年 10.7%を底にわずかに上昇している）。都区部に比べると生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低い。
- ・20歳代の構成比は下がり、70歳以上の構成比は上がっている。また、30歳～49歳の構成比も上がっている。
- ・男女比では、総数で女性人口が多い。20歳までは男性が女性を上回るが、それ以降は年齢とともに女性が多くなる。

【人口動態】

- ・平成23年では、出生が7,249人、死亡が5,996人で、自然動態は増加の傾向が続く。また、平成23年の転入は60,886人、転出は58,357人で、社会動態も増加傾向にある。総人口に占める移動者数の割合も約14%で減少傾向である。男性の移動率が高い。

表3-7 年齢階層別人口構成比の比較(平成7年、24年)

	平成7年	平成24年
年少人口(0～14歳)	11.5%	11.4%
生産年齢人口(15～64歳)	75.0%	69.8%
老年人口(65歳以上)	13.5%	18.8%

《出典》世田谷区統計書

図3-18 年齢・男女別人口構成(人口ピラミッド)

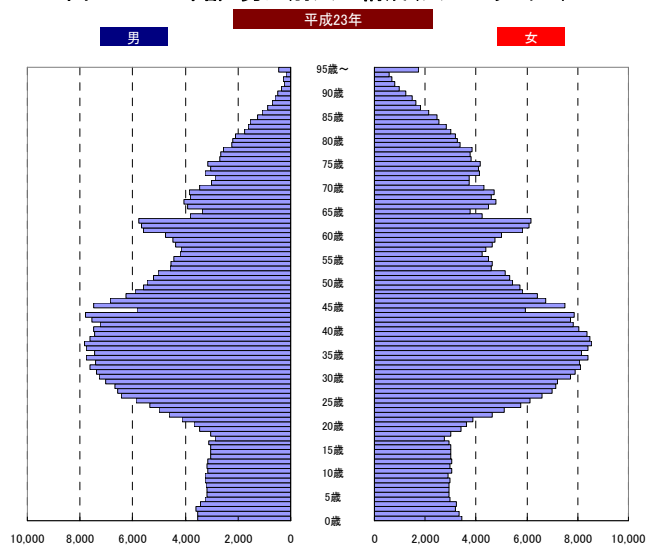


図3-18 人口自然動態の推移

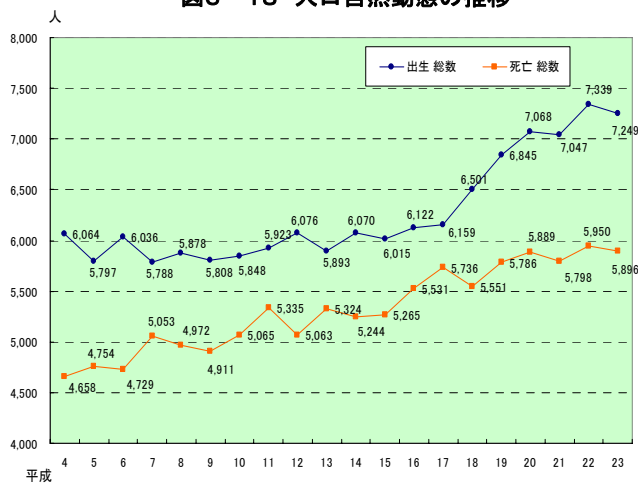
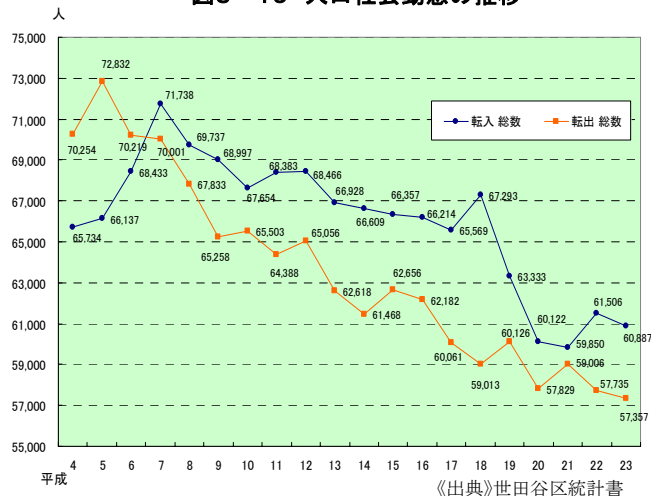


図3-19 人口社会動態の推移



《出典》世田谷区統計書

- 年齢別の年間人口移動数および移動率を見ると、18～30歳の比較的若い層の住民が年間15～25%程度の割合で入れ替わっており、定住性はあまり高くない。
- 30代以降、移動率は急落し、45歳以降は5%を下回り、定住傾向へと転じる。
- 大学進学、就職等を迎える18歳から20代前半までの層で、転入が転出を大幅に上回っている。その後は転出入がほぼ拮抗することから、一定の割合の住民が定住しているとみられる。このように常に一定の若い層が転入によって増加することが、世田谷区の生産年齢人口が比較的高い割合で保たれることにつながっている。

図3-20 年齢別年間移動者数(平成23年度)

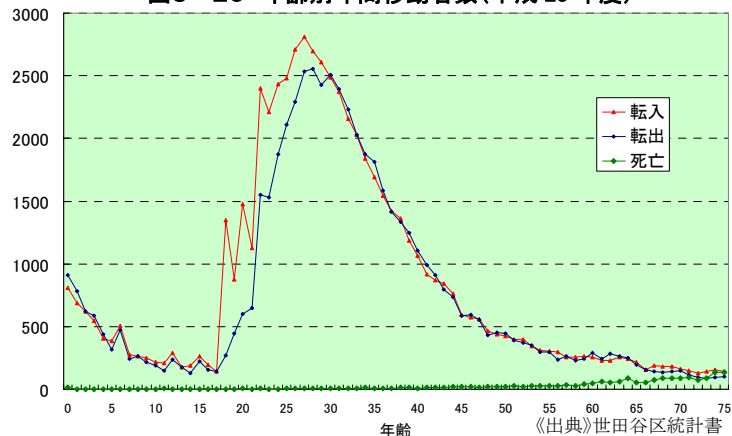
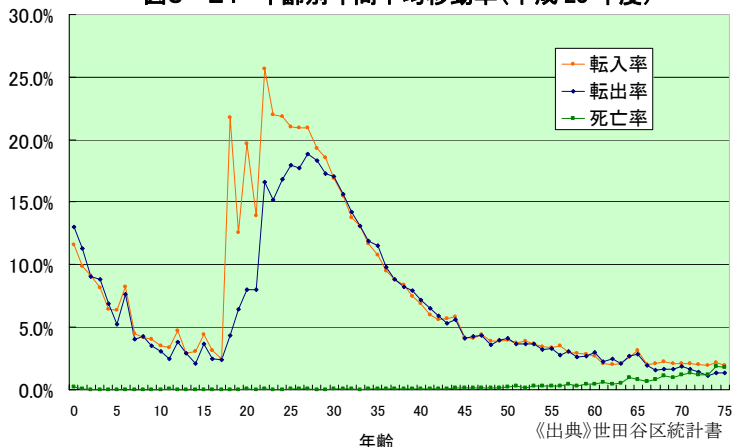


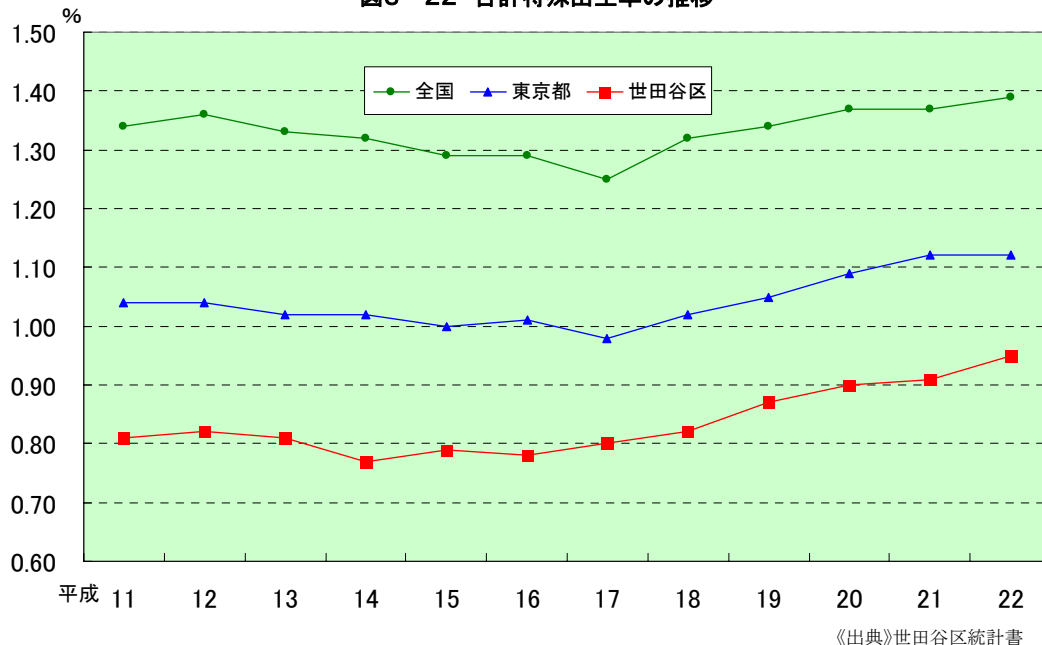
図3-21 年齢別年間平均移動率(平成23年度)



【出生率】

- 合計特殊出生率は、平成22年は0.95である。(東京都 1.12、全国 1.39) 平成14年の0.77を底に回復傾向にあるが、都を下回る。
- 出生数の全体数も回復してきている。

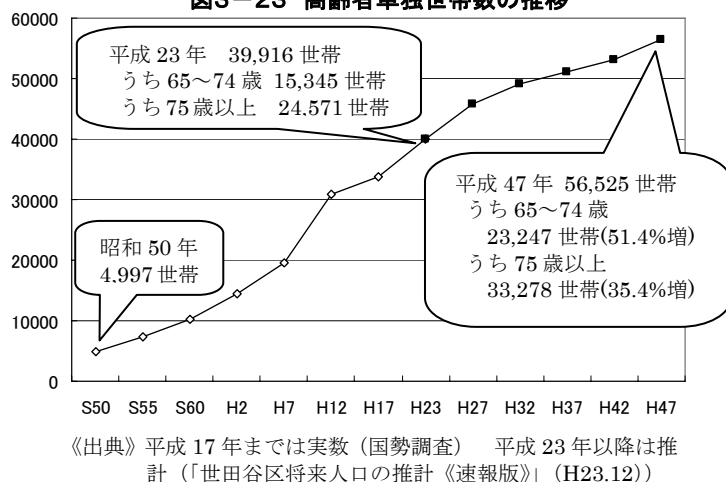
図3-22 合計特殊出生率の推移



【世帯数、世帯規模、家族類型】

- ・単独世帯化がより一層すすみ、世帯数は増加しているが、1世帯あたりの人員は2人を切っており減少している。(平成7年 2.09 → 平成22年 1.93)
《参考》全国 平成22年 2.42/世帯(平成22年の国勢調査結果による)
- ・世帯人員も、4人以上の世帯が減少しており、小家族化が進んでいる。
- ・65歳以上の高齢者の単独世帯は、平成7年以降急速に増加しており、特に女性の割合が高い。

図3-23 高齢者単独世帯数の推移



【配偶関係】

- ・都区部より未婚率が高い。また、男性が女性より未婚率が高い。

【就業状況】

- ・就業率は63%で都区部より高く、特に男性の65歳～74歳で56%となっている。
- ・従業上の地位は、都区部に比べると雇業者の割合は低く、役員、事業主の割合が高い。

【住宅状況】

- ・持ち家率は45%で、都区部全体より高い。世帯人員に比例して高くなる。

表3-8 国勢調査(平成22年)による世田谷区と都区部の住民像の比較

項目	世田谷区	都区部
未婚率	36.2%	36.0%
未婚率(男性)	38.2%	39.8%
未婚率(女性)	34.4%	32.5%
最終学歴(短大・高専卒)	20.2%	17.7%
最終学歴(大学・大学院卒)	47.7%	35.8%
就業率	62.9%	62.4%
就業率(男性)	74.5%	73.4%
就業率(女性)	52.7%	52.1%
従業上の地位(雇業者)	64.0%	68.5%
従業上の地位(役員)	8.9%	7.9%
従業上の地位(事業主)	8.7%	8.4%
持ち家率	45.4%	44.2%

【区民の所得と納税額】

- ・世田谷区の特別区民税の税収額は、平成23年度では、1,000万円以上の所得者(課税標準額1千万円以上)6.14%で税額全体の36%にあたる350億円を納める。

【自治に対する意識】

- ・平成21年度区民意識調査での地域活動への参加経験・参加意向は、「行っている」(12.5%)と「今は行っていないが、参加してみたい」(35.0%)を合わせた《参加意向》(47.5%)は5割近く、「行いたくない」(31.5%)は3割を超える。
- ・区民の地域への関心が低い、または、関心や意欲はあっても、参加のきっかけを見出せない、実際の地域の課題や活動状況をあまり知らない、といった区民も少なくない。